

# ルール闘争期のドイツ共産党

——統一戦線運動の展開と挫折——

山田 徹

## 目次

はじめに

第一章 危機の進行（以上本号）

第二章 一九二三年夏のドイツ共産党

第三章 一〇月の「蜂起」

## はじめに

本稿は、先に『神奈川法学』誌上で発表した拙稿「ドイツ共産党の統一戦線運動の構造、(一)と(四)<sup>(1)</sup>」の直接の続編をなすものであり、先の稿（以下『前稿』とする）でその構造的な枠組が確定されたドイツ共産党の統一戦線運動が、一九二三年の危機状況の中でどのような展開を示し、また如何なる帰結をもったかを明らかにしようとするものである。『前稿』を含めた本論文の全体にわたる問題視角は先の稿の序の部分で述べた通りであるが、この点を改めて敷衍すると次のようになる。

先ず共産党の指導する大衆運動の歴史を研究する場合、第一義的に重要なことは、この運動の性格が、例え同党のように国外の組織によって如何に大きな影響を受ける場合にせよ、結局のところこれはその運動を直接担う人々とそれを圍繞する人々との相互の行為乃至は交渉によって基本的に規定される、というのが筆者の考え方である。そしてこれらの行為乃至交渉に定型的な形を与えるのは、様々の状況的、文化的、伝統的な要因を刻印された組織であるから、筆者はこれらの組織の対象時期の特有のあり方或いは性格を先ず重視することにした。それらの組織の態様は政党の指導する大衆運動の展開にとって独特の前提条件と可能性を与えるのである。ところで共産党の政治指導は、所与の体制を全体として変革しそのために大衆を最も大規模な形で動員、統合することを目指すという「全体的な」政治指導であるという点に特色をもつが「全体主義」という概念のイデオロギー臭を除くために上のような言葉を使うことにする、このために見出された組織が協議会 (Rat) であった。周知のように、第一次大戦後に勃発したドイツ革命は、その主要な担い手として協議会という組織を生んだが、この組織は革命状況の喪失とともに「経営協議会法」により経営内の組合下位機関に転成し共和国内秩序に編入された。しかし経営協議会は、大衆の革命的気分の残存と相俟って、革命期後もなお様々な点で急進的なエネルギーを発揮しうる場でありえたのであり、ここから『前稿』で述べられたような共産党の指導の体系が組み立てられたのであった。さて、革命期の経営協議会運動を詳細に論述したエルツェンは、一般に革命時に発生した協議会(或いはそれに類似した組織)の機能のあり方を(i)闘争機関、(ii)階級利益の代表機関及び (iii)国家機関、の三つの視角から類別したが、<sup>(2)</sup>筆者は、本論文が対象とする時期においては、これをやや改変して、(i)共和国の秩序様式と見合う「組合下位機関」、(ii)経営協議会が可能性としてもった「闘争機関」としてのあり方、及び (iii)共産党が目指した「国家機関」としての協議会、という三つの型を提示することにした。革命期後の不安定状況下の協議会のあり方を共産党の指導の問題と関連させてみる場合、上のような類型化の方がより適

切であり、協議会組織の上記のような両義的な性格の中にこそこの時期の共産党研究の「面白さ」があるといわなければならない。

さて、本論文が対象とする一九二三年という年は、国際的な危機状況の進展の中でフランス、ベルギー軍によるルール占領が強行され、ドイツ国内では未曾有のインフレーションに見舞われて深刻な政治危機——「権力解体」の状況が現出した年であった。そしてこの年はまた前記エルツェンによれば「夏のインフレーションが頂点に達した時期に、これまで意図的に育てられてきた共産主義者の経営協議会運動が……その固有の生命を獲得した」<sup>(3)</sup>年でもあった。筆者はこの時期の共産党の大衆運動の性格とそれが有した影響力の問題を、右のような協議会組織の三つの機能の相違を念頭におきながら分析をすすめることにしたい。このような視角からみると、社会民主党と自由労働組合という巨大な隣接組織に対し、様々の局面で適応と対抗の二相を複雑に交錯させた同党の運動を、より対象に密着した形で把握えることができると考えられる。一九二一年後半以降に採用された共産党の統一戦線戦術は、これらの巨大組織の対抗に直面して、様々の妥協を行いながら運動の統合を「全体として」果そうとした試みであり、ここから同党は種々の困難に逢着したのであった。ではこの戦術は一九二三年にはどのような結果をもたらしたのであるうか。「革命の可能性をばらむ過渡期」(„revolutionäre Übergangsperiode“ — フレヒトハイム<sup>(4)</sup>)の最後の年にあたる同年の共産党の「過渡期」の戦術の展開を、上のような問題視角から再把握することが本稿の課題となるのである。

次に、一九二三年の共産党に関する諸研究の動向と、その中での本稿なりの特徴について若干述べることにしよう。先ずこれらの研究の中の西欧側の代表的な文献としては、アングレスの著書とヴェンツェルの学位論文をあげることができる<sup>(5)</sup>。このうちアングレスの研究については『前稿』で簡単にふれたが、そこでも述べたようにこの研究は幾つ

かの包括的な視点の提示にもかかわらず、分析の主眼が多くはドイツ共産党とコミンテルンの関係の問題におかれている。この書の章題をかりるならば、コミンテルンによる『「認容されざる」権力への意思』(「三月行動」を指す―筆者)から『「認容された」権力への意思』(一九二三年の「十月蜂起」を指す―同)へ―この間の同党のコミンテルンへの従属の経緯を明らかにすることこそがアングレスの主要な関心なのである。しかしながらコミンテルンの路線は確かに当時のドイツ共産党の方針を左右させたとはいえ、これらの路線はドイツ国内の種々の内政状況の中にいわば「濾過」され「内化」されて始めて固有の具体性をもったのであって、この点を見逃すならば彼自身の述べる「共産党の理論的な基礎とその実際の適用及び結果」は体系的に認識することはできないであろう。他方ヴェンツェルのモノグラフィ―は、一九二三年の共産党研究に関する限り最も詳細なものであり、アングレスの書も同年の叙述については実はかなりの部分をこの研究に負っており、筆者もまた裨益するところ少なくなかった。しかしヴェンツェルの立場は、彼自身の言葉によれば『「ブルジョワ」工業家の立場』に立つものであり、ここから幾つかのバイアスが生まれてくる。例えば労働者政府を「陰蔽されたソヴェト政府」とする見方、経営協議会についての同党のプロパガンダを「ロシヤで二月から十月にかけてソヴェトに与えられた機能を経営協議会にも課そうとした」ものであるという説明などがそれである。このようにみると、アングレスとヴェンツェルの研究は、ともに共産党の大衆運動のこの時期の特質を完全に把えているとはいえないのであって、換言すればこれは両者が共産党の労働運動と共和派のそれとの独特の緊張関係を視野の中に収めていないということになる。特にこれらの研究は、当時の協議会組織の固有のあり方に着目することが乏しく(殊にアングレスの場合)、この点は方法上の一つの欠陥になっていると思われる。これに対し本稿は、この問題を軸としながら、一九二三年夏の共産党の影響力の問題、及び十月の「蜂起」闘争の旧来の路線との連続性と断絶の問題を、これら二者の研究とは幾らか異なる角度から検討することを目指している。その際、『前稿』

で叙述されたような同党の運動の構造乃至目標がどのように実現しまた如何なる変容をこうむったかという点が重要な論点になるのであって、その意味でいうと、先の稿で確定された運動モデルが一九二三年の共産党の運動を分析する際の「引照の基準」になるのであり、この点に本論文の構成上の特色があるわけである。

次に東独側の研究についてはここでは、エルジル(W. Essl)とクルシュ(H.-J. Krusch)の地域研究<sup>(6)</sup>をあげることにしよう(前者は中独のハレ・メルゼブルク地域、後者はザクセンのエルツゲビルゲ・フォクトラントを対象とした研究である)。一般に東独側の共産党史は、その歴史がこの国の正統性根拠の問題と深く関わりあうためにイデオロギー色の濃いものとなっているが、前二者の研究のうちエルジルのそれは、運動のナショナルな要素を強調しまた社会民主党左派への評価も否定的であるのに対し、クルシュの場合は、「民主化」という課題の重視から社民党左派へも相当に肯定的な評価を行ない叙述もおしなべて柔軟であって、この間の東独側の歴史叙述の方法上の変化を窺わせる。さてこれらの研究では、先に述べたような理由から共産党の運動が常に過大視される傾向をもつところに大きな問題点があるわけであるが、それとともに、両者の研究が八月の時点で叙述を打切っている点になお問題が残されているように思われる。これは、東独側の正史の見解、即ち一〇月の「蜂起」の時点で「独占資本、軍国主義者が保有する権力の打倒のための客観的条件が拡大した<sup>(7)</sup>」という見方を、上記の詳細な地域研究を行なった著者らが結局確証しえなかったからではないか、というのが筆者の推測である。いずれにせよ、八月の高揚した大衆運動が一〇月の「蜂起」にどのように連なっていたかという問題は、一九二三年の共産党を論ずる場合逸してはならない問題であって、この「蜂起」の性格を考える際に重要な論点としなければならぬであろう。この点については、本稿では東独側のいま一つの特異研究―ハベダंक(H. Habedank)の「ハンブルク蜂起」に関する研究<sup>(8)</sup>とあわせて後の部分で検討することにした。しかしともあれ、西独側の資料ではカヴァーしえないこれらの地域の研究は、両書の巻末の資料を含めて利用

しうる点はこの研究でも生かしたいと考えている。

次に個別テーマを扱った西側の共産党研究を紹介することにしよう。この点では、あまり知られていないが先ずルール地方の地域研究を行なったライクマン (R. Reichmann) とピーターソン (L. D. Peterson) の学位論文、及び最近公刊されたゾーリンゲン市の同党の自治体政策を対象としたヴェンデリヒ (V. Wünderlich) の研究を挙げなければならない。<sup>(9)</sup> ルールその他の地域の文書館における豊富な資料を用いて作成されたこれらの論文は、共産党の地域研究に関する新たな可能性を切り開くものであり、筆者には今のところここに盛られた事実それ自体を十分に批判する用意はない。ライクマンの研究は、同地方の共産党の歴史をほぼクロノロジカルに総体として詳細に扱っており、ピーターソンのそれは主として組合 (連合を含む) 内の同党の活動を記述しており、また後者の研究では同時に共産党の同地域での影響力、組織の形態及びイデオロギーについて別に一項を設けて考察しているが、これらの点について批判のある場合は本文の中で記しておく。さしあたりここでは、筆者がドイツ滞在中に得た若干の資料をも用いながら、上記著作で叙述されたルール地方の同党の運動を可能な限り全体の運動枠組の視野の中に収め、また各論文相互に齟齬のある場合はこれを指摘することを行なう、と述べるにとどめておきたい。次に共和国初期を含めた共産党の組合内活動を扱ったものとしては、先の稿でふれたレティヒのそれの他に、その後アイスナー (F. Eisner) とラウプシャー (G. Laubscher) の研究が発表された。<sup>(10)</sup> このうちアイスナーの書は共和国全期にわたる共産党の主として対組合政策を(活動の実態をというよりは) とりあげ、またラウプシャーの著作は独立社会民主党を含めたADGB内反対派の研究を主要には金属労組と印刷及び製本労組を対象として行なっている。しかし総じてこれらの論文は「資料状況の困難」(ラウプシャー)の故にか一九二三年についての記述は厚味に乏しく、また後二者のそれは組合内の活動に視野が限定されているために協議会組織を重視する筆者の問題視角からすると不十分なものとなっている。但し『前稿』を含めた本

論文の全体についていうと、アイスナーの書は一九二〇年一月の「経営協議会法」成立の前後の事情について、またラウプシャーの著作は一九二一—二二年の個別組合内の反対派の影響力について比較的詳しく述べられているので、先の稿のこれらに該当する部分については機会があれば補足したいと考えている。

なお最近、共和国初期の「労働運動と蜂起」の問題について、その誘因、大衆運動との関係、武装問題、各党の態度などを検討したルーデヴィヒ (H. J. Ludewig) の異色ある研究<sup>(11)</sup>ができたが、この書は一九二一年の「三月行動」までの記述に重点がおかれ、一九二三年の問題については目新しい視点は提示されていない。

ところで上の個別研究の領域に属するが、「学生叛乱」の世代が著わした、そして一部にはロート (K. H. Roth)<sup>(12)</sup>の「もう一つの労働運動」という問題提起を受けて発表された、産業内乃至は経営内の共産党の活動に関する二つの研究書に言及しておかなければならない。それはシュエック (E. V. Schöck) とシュトロー (V. Stolle) の著作である。<sup>(13)</sup>シュエックの研究は、これまでの共産党研究の多くがその力点を中央の指導部 (乃至はその内部の指導者間の相克の問題) の分析においていることを批判し、同党の路線を生産過程の内部から、いわば「内側」から把え直そうとした先駆的な作品であり、より具体的には「革命的労働組合反対派」 („Revolutionäre Gewerkschafts-Opposition“—RGO) の戦術が採用されるまでに至る過程を、「拠点産業」である炭鉱、化学、金属産業を対象としながら、これをRGOの担い手たる、生産過程内で労働の「意味」を喪失した労働者層、及び生産過程から排除された層 (失業者) が相対的安定期の「合理化」を通じて輩出されてくる過程として把え、あわせて共産党の労働運動内の「分裂」の政策を、今日の左派の立場から批判することを意図したものである。またシュトローの著書はさらにふみこんで、二つの化学会社 (バイアー (Bayer) と BASF)、一つの金属産業会社 (ボッシュ (Bosch)) 及びゾーリンゲンの幾つかの企業の事例研究を行ない、一九二四年来の共産党の政策がその思考様式の点において実質的に後年の「社会ファシズム」論のそれとほぼ同一で

あるという彼女のテーゼを、政治的経済的な局面変動 (Konjunktur) と関連させて、熟練・半熟練・非熟練労働者、婦人・青年・外人労働者が相互に織りなす過程の中で実証することを目指している。ところで先にあげたロートは、ドイツ労働運動の二つの流れを区別し、革命期の経営協議会運動は経営における熟練労働者（その多くが組合に属する）の共同決定権の獲得を目指す運動であったのに対し、その後の一九二〇年三月のルール蜂起、翌年三月の中独の武装行動は、多国籍の非熟練・非組織II大衆労働者の、政党から自立した政治権力をめざす直接行動であり、さらに二三年一〇月の「ハンブルク蜂起」すらもこの系列に属することが示唆されている。総じて彼によれば、戦前からヴァイマル初期に至る労働組合及び労働者政党（共産党を含む）の運動は、これら大衆労働者の「もう一つの労働運動」と対置される熟練労働者の運動であった。これらの著作は傾向的には、最近西独で新たに試みられつつある工業化過程における労働者の生活II労働様式を様々な方法で精緻に把え直そうとする動きの一環に連なるわけであるが、ヴァイマル期に関してはこの動きは漸くその緒についたばかりであることとみることができるとは、事実ロートのやや荒削りな立論に對しては、ルーカス (E. Lucas) の地域研究からする批判が直ちに15なされ、また前記シュトローレを参照すれば、熟練、非熟練労働者の運動の絡まり合いは特に革命期後には企業毎に極めて複雑な局面をもっており、また闘争の形態もロートの「二分法」によっては到底収まりきれない諸相をもっていることが判明する。しかしいづれにせよこれらの研究は筆者の問題意識をさらに徹底させたものであり、シュエックの提言—種々の領域（この場合は産業）における具体的な研究を基礎として党史の一般化を図る—は筆者も是とするところである。しかしながら個々の産業或いは経営を対象とするこのような共産党研究はいま述べたように開始されたばかりであり、今回のような本稿による「一般的な」共産党研究においては資料に即してそれらの点に立ち入ることは到底不可能なことであった。本稿は、協議会、労働組合の行動様式、組織形態のこの時期の特徴的なパターンを抽出し、これを共産党の指導と相関させて幾つかの

点を分析することを目的としており、これらの点を労働者の様々な「存在様式」から「上向的に」把握することはなされていらないわけであって、その意味でいうと本稿は多くの点でなお限界をもつことを承認しなければならないであろう。

なお筆者は一九八一年から八二年にかけて、一年ほど神奈川大学の在外研究制度により西ドイツに滞在する機会を得、その間幾つかの文書館で資料を収集することができた。未公開の党内文書を含むこれらの資料を、筆者はとりわけ一〇月の「蜂起」について叙述する際に利用することにしたい。これにより、党内の「卒伍」の間における「蜂起」についての了解とは何であったかという点を少しく検討してみたいというのがここでの筆者の狙いである。<sup>(\*)</sup>

(\*)なお本稿では人名のドイツ語表記は『前稿』で記載されているものについてはこれを省略することにする。論文の形式としてはいささか異例であるが、繁瑣さを避けるためのもので了解して頂ければ幸いである。

以下の章では、先ず一九二三年初頭のルール占領事件に端を発するいわゆる「ルール危機」(„Ruhr-Krise“)の進行を幾つかの局面にわたり簡単に述べ、その後同年前半期のドイツ共産党の大衆運動の展開を逐次詳しく検討していくこととしたい。

(1) 「ドイツ共産党の統一戦線運動の構造、一九二二年後半から一九二二年を中心として。」(『神奈川法字』一二巻二・三号、一三巻三号、一四巻二・三号、一七巻一号。

(2) P.v. Oertzen, Betriebsräte in der Novemberrevolution. Eine politikwissenschaftliche Untersuchung über Ideengehalt und Struktur der betrieblichen und wirtschaftlichen Arbeiterräte in der deutschen Revolution 1918/19, Berlin, Bonn-Bad Godesberg 1963, S. 333.

(3) Ibid., S. 227.

- (4) O.K. Flechtheim, Die Kommunistische Partei Deutschlands in der Weimarer Republik, Offenbach am Main 1948, S. 118.
- (5) W.T. Angress, Stillborn Revolution. The Communist Bid for Power 1921-1923, Princeton 1963; O. Wenzel, Die Kommunistische Partei Deutschlands im Jahre 1923, Phil. Diss. Berlin (W) 1955. 上の題にトランス語文獻として P. Broué, Révolution en Allemagne 1917-1923. Paris 1971 などがある。これは一九二一―二三年の叙述に関する限り、ロマンタシズムの共産党の公表された資料及び二次文獻に依拠して書かれたもの。
- (6) W. Ersil, Aktionseinheit stürzt Cuno. Zur Geschichte des Massenkampfes gegen die Cuno-Regierung in Mitteldeutschland, Berlin (O) 1963; H.-J. Krusch, Um die Einheitsfront und eine Arbeiterregierung. Zur Geschichte der Arbeiterbewegung im Bezirk Erzgebirge-Vogtland unter besonderer Berücksichtigung des Klassenkampfes im Zwickau-Oelsnitzer Steinkohlenrevier von Januar bis August 1923, Berlin (O) 1966. 1 頁―113 頁の共産党の歴史の叙述は、G. Hortschanskyy, Der nationale Verrat der deutschen Monopollen während des Ruhrkampfes 1923, Berlin (O) 1961 などより、資料の大部分としてオスマンと回教の系列に属する。これは、E. Diehl) の著文體に Zur Politik der Kommunistischen Partei Deutschlands im Jahre 1923 という部分に幾つかの方法で入手するようを試みたが結局取得できなかった。
- (7) Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der SED, Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung (ズレウロク・シヤク) 3. Bd. Berlin (O) 1966, SS. 413-414.
- (8) H. Habedank, Zur Geschichte des Hamburger Aufstandes 1923, Berlin (O) 1963.
- (9) R.S. Reichmann, The German Communist Party in Rhineland-Westphalia 1918-1925. A Local Study, Phil. Diss. Oxford 1974; L.D. Peterson, The Policies and Work of the KPD in the Free Labor Unions of Rhineland-Westphalia 1920-1924, Phil. Diss. Columbia Univ. 1979; V. Wunderlich, Arbeiterbewegung und Selbstverwaltung. KPD und Kommunalpolitik in der Weimarer Republik. Mit dem Beispiel Solingen, Wuppertal 1980. 資料コーナーにオスマンと回教の歴史に関するものがある。
- (10) R. Rettig, Die Gewerkschaftsarbeit der Kommunistischen Partei Deutschlands von 1918 bis 1925 unter besonderer Berücksichtigung der Auseinandersetzungen mit den Freien Gewerkschaften, Phil. Diss. Hamburg 1955; F. Eisner, Das Verhältnis der KPD zu den Gewerkschaften in der Weimarer Republik, Köln, Frankfurt am Main 1977; G. Laubscher, Die Opposition im Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbund (ADGB) 1918-1923, Frankfurt am Main 1979.
- (11) H.-U. Ludewich, Arbeiterbewegung und Aufstand. Eine Untersuchung zum Verhalten der Arbeiterparteien in den Aufstandsbewegungen der frühen Weimarer Republik 1920-1923, Husum 1978.
- (12) K.H. Roth, Die „andere“ Arbeiterbewegung und die Entwicklung der kapitalistischen Repression von 1880 bis zur Gegenwart. Ein Beitrag

zum Neuerständnis der Klassengeschichte in Deutschland, München 1974.

- (13) E.C. Schöck, Arbeitslosigkeit und Rationalisierung. Die Lage der Arbeiter und die Kommunistische Gewerkschaftspolitik 1920-1928, Frankfurt am Main, New York 1977; U. Stolle, Arbeiterpolitik im Betrieb. Frauen und Männer, Reformisten und Radikale, Fach- und Massenarbeiter bei Bayer, BASF, Bosch und in Solingen (1900-1933), Frankfurt am Main, New York, 1980.

- (14) これらの動きの概観については、坪郷実「ドイツ第二帝政末期の『労働者像』への接近」『ベルリン機械工業』、『北九州大学法政論集』、九巻一号、五頁以下。

- (15) E. Lucas, Die „andere“ Arbeiterbewegung. Bemerkungen zu einem neuen Forschungsansatz für die Geschichte der Arbeiterbewegung in: politikon, 1975, Nr. 76 (Febr.).

## 第一章 危機の進行

一九二三年一月一日にドイツの賠償支払い不履行を理由として開始されたフランス、ベルギー軍のルール進駐は、ドイツ国民の側に激しい抵抗のエネルギーをひきおこし、ドイツではいわゆる「受動的抵抗」(„passiver Widerstand“) が開始されることとなった。以下先ず、この全体的な状況について簡単に俯瞰することにしよう。

前年一月に成立したクローノ政府は、その発足以来ほとんど賠償問題を進展させることができず、同年の末までには連合国との交渉は完全に暗礁にのりあげた。このため翌年一月初頭のパリ会談が不調に終ると、対独強硬外交を推進してきたフランス、ベルギー政府は、ドイツ側の石炭・木材供給の不履行を根拠としてドイツ工業の心臓部ルール地方への武力進駐にふみきったのである。占領の報に接したクローノ政府は、直ちに占領地の賠償用石炭のフランス、ベルギー向け引渡しを禁止するとともに、国民に「受動的抵抗」を組織することを呼びかけ、この抵抗への訴えは、国民の間に「一九一四年以来の」熱狂をもつて迎えられた。社会民主党は、履行政策の主唱者として、フランス、ベルギー軍の「野蛮な方法」をドイツ経済の再建を破壊する行動であると激しく非難し、自由労働組合もまたフランス

帝国主義に対する民族の自決権、勤労者の団結のために闘うことを宣言し、国民的統一戦線への参加を表明したのである。<sup>(3)(\*)</sup> 同月の一五日には占領地で半時間ストライキが敢行され、その後も公務員、鉄道労働者のサボタージュ行為がルール地方では相次いだ。占領軍当局はこれに対し、サボタージュ行動を行なった公務員、労働者の解雇、ドイツ鉄道の押収などにより抵抗運動に威圧を加え、ここに共和国の第二の危機をもたらすいわゆる「ルール闘争」(„Ruhrkampf“)が開始されることとなったのである。

(\*)なお本文で述べた社会民主党と自由労働組合の抵抗政策への支持は、大戦時の彼等の「城内平和」政策とは区別されるべきものである。両組織はともに彼等の主張が「城内平和」策とみられることについては極めて警戒的であり、特に組合側はブスマン(B. Busmann)も述べるように「企業家及び他のブルジョワ諸グループの施策に対しては当初から距離をもっていた」<sup>(4)</sup>。この点については、占領時のライン・ヴェストファーレン石炭シンジケート本部のハンブルク移転に対する組合側の強い抵抗、及び一月の社会民主党ミュラーの国会演説<sup>(5)</sup>などからも窺うことができるが、特に占領地の炭鉱、金属労組では資本家側への不信が強かった。このような社民党、自由労組側の態度は、後にみるように次第に抵抗闘争の分化をもたらすと同時に、四月からは「和解による紛争の早期終結」という彼等の主張によって政府側の方針とも分離してゆくことになるのである。

ところでこのような事態の進展に対し、ドイツ共産党は一月二三日に、「クローノをシュプレー川で、ポワンカレをルールで打倒せよ」(„Schlagt Poincaré und Cuno an der Ruhr und an der Spreé“)と題する文書を発表した。この文書は、東独の正史からはルール闘争期の「綱領的文書」にあたるものとされ<sup>(6)</sup>、ここで打ち出された共産党の態度は、要約していえば、抵抗運動によって高揚した労働運動のエネルギーに依拠しそれに参加しつつ、同時に「国内における階級対立」の側面を強調して、自国支配層と対決する運動の強化を図るものとしてあった。即ちこの文書によれば、

ルールをめぐる闘争は独仏ブルジョワ相互の闘いであるが、また国内のブルジョワジーとプロレタリアートとの闘いでもある、とされ、ドイツ・ブルジョワジーは広汎な国民大衆を動員し、「戦争」の負担を彼等に転嫁しつつ、フランスとのルールの「一〇%の利益配分」をめぐる闘争に勝利し、あわせて国内の反革命への障壁を一掃しようとしている、という状況認識が示されたのであった。従ってドイツ労働者は、フランスに対する防衛闘争を組織するとともに、労働者の権利擁護、ルール労働者の自決とパンのために自国支配層と闘うべきであるという「二方向への闘い」が指示されたのである。<sup>(7)</sup>

ではドイツ共産党は、右の課題を「ルール闘争期」の具体的な局面の中でどのように遂行したのであるか。周知のようにこの帰結は「ドイツの十月」とされる蜂起の組織化にまですすむことになる。先の文書が予測した通り、一九二三年の危機は、深刻なインフレーションの進行と俟って国内各層の間に鋭い対立をもたらし、同党はこの時期にヴァイマル期を通じて最も激しい「闘争の時代」を迎えるのである。それ故に、この「尖鋭な危機」の時代は、労働者組織内における同党の統一戦線運動の進展とその結果が最も端的に示されるであろう。さて本章ではこのような激動の序曲にあたる一九二三年前半期のドイツ共産党の運動をこの時期の幾つかの個々の運動の分析を通じて概観することにした。とりわけここでは、ルール闘争の初期の局面と五月のルール・ストライキ、及び労働者武装組織をめぐる国、邦政府と各党の対応、の問題を中心として叙述をすすめる。それらの動きは、七月以降の国内状況の危機を直接準備するものとなる。抵抗運動に依拠しつつ遂行すると考えられた「二正面への闘い」はどのように具体化されたのであろうか。

独仏支配層に対する闘争の独自の強化として共産党により呼びかけられたのは、先ずルール占領に際してのゼネラ

ル・ストライキの敢行であつた。<sup>(\*)</sup>

(\*) ルール占領に対するゼネラル・ストライキの組織化という共産党の方針は、自由労組側の方針と全く乖離していたわけではない。同労組の所属する国際労働組合連盟 (Internationaler Gewerkschaftsbund—IGB) は、一九二二年四月の第三回大会で、新たな戦争の危機に際してはゼネラル・ストライキの宣言でこれに対抗することを決定し、同年一二月のIGBの招集になるハーグでの平和会議も、ルール占領に対しての国際的なゼネ・ストの方針を示唆していた。<sup>(8)</sup> 従つて共産党は一面ではこれらの決定に依拠して、ゼネ・ストの実施を呼びかけたわけである。しかし自由労組側は、先のIGBの方針を「道徳的な支持」として受けとめたにすぎず、またIGB傘下の各国労組もこの行動を実施する意図をもたなかった。<sup>(9)</sup> このためIGBは二月の会議ではゼネラル・ストライキ案を退け、国際連盟に両国の調停を働きかけることを決定したのである。<sup>(10)</sup>

このゼネラル・ストライキは、前述の方針に従つて、ルール占領に対する抵抗を目指すとともに、従来「資本主義的な」履行政策を遂行してきたとされるクーノ政府の打倒を目的とするものであった。この呼びかけは、ルール占領の当日に直ちに『ローテ・ファーン』紙上に掲載され、<sup>(11)</sup> その後も集会などで同党によりしばしば主張された。組合側は、これに対しゼネラル・ストライキは騒擾を誘発するとしてこの方針を退け、共産党との間で論争がくり返されたのであった。しかし総じて共産党は、ルール闘争の初期にはゼネラル・ストライキを組織する力はもちえず、このスローガンは、社会民主党、労働組合指導者の国民的統一戦線への参加に対する批判の具として用いられた、とみるのが妥当であろう。事実この呼びかけに対応するものは、わずかに一一日のポーfumでの住民と占領軍との衝突事件(一人の死者を出した)の事例が報告されているにとどまる。<sup>(12)</sup> 共産党が、受動的抵抗の結果醸し出された国民的統合の

霧囲気を打破する試みとして実質的に推進した運動は、後述するように、賃金闘争をはじめとする日常的な諸利害をめぐる闘争においてであった。

上述のように共産党は、当初から占領軍に対してと同様「自国の」支配層へ向けた運動を組織することを試みたのであるが、国民的統一戦線に対抗する共産党の初期の態度は、いわゆる「ルール支援金」(„Ruhhilfe“)をめぐる問題についてもこれを見ることが出来る。そこで以下この点について簡単にふれてみよう。

「ルール支援金」とは、一月二三日の中央労働共同体会議で雇傭者側から提案されたルール地方への支援金制度を指す。これによれば、募金は労働者の賃金より的一部差引き及び雇傭者側のその四倍額の醸出によって調達され、非占領地を含んだ失業者、半失業者への援助、食料品の購入などに充当されることが予定された。この募金案は翌日のADGB全国委員会で承認され、二月五日からは所定の委員会の下で募金活動が開始された<sup>(13)</sup>。このように「ルール支援金」は労使双方の管理下におかれ互助的に運営されたのであるが、共産党はこの制度に対し、これをブルジョワの主導する「城内平和」政策であり、集められた資金は彼等に還流するにすぎない、と強く批判した。そして、この募金に代わる新たな闘争基金を設立するために、改めて有産階級を対象とする「有価物没収」の政策を喧伝するとともに、さらに同党は、「ルール支援金」を募集した党員に対しては党除名の処分を行なう、という強い姿勢を示したのである。<sup>(14)</sup>ところでこのような共産党の主張と同様の態度は、幾つかの組合の内部でも存在した。例えばルール地方の金属、輸送労組及び職員組合はこの支援金制度に参加しないことを表明し、<sup>(15)</sup>また二月六〜七日に開かれた金属労組の全国拡大顧問会議では、「雇傭者との共同の支援金」に反対し、独自の資金調達を行なう旨が決議された。<sup>(16)</sup>従ってわれわれは、この面では共産党の主張が必ずしも孤立的なものではなく、一定の現実的な根拠をもっていたとみる

ことができるのである。

以上の例で示される通り、共産党は占領軍に対しルール地方では抵抗運動を継続するとともに、国内の支配層に対抗する運動を同時に強化しようとしたのであり、これは、全国の労働者が「独立した勢力として階級として自らの利益のために闘うならば」ドイツのブルジョワジーがもたらした現今の危機を除去しうる、<sup>(17)</sup> という主張に裏打ちされたものであった。「受動的抵抗」に関連する指令は、より具体的には、(i) 占領軍による雇傭の受け入れの禁止、(ii) 占領軍が工場、炭鉱に立ち入った際のストライキの実施、(iii) フランス側エージェントが党に接近した際の党指導機関への即時報告義務及び、(iv) 分離主義者との接触の禁止、であったとされる。<sup>(18)</sup> さらに同党は、占領前一月初旬のエッセン、三月中旬のフランクフルトでの国際労働者会議の開催によって、運動の「国際的な」性格を示威することに努めた。<sup>(19)</sup> しかしながら共産党の運動は、三月中旬までは、全体的な抵抗運動の陰に隠れて、なお極立った動きをみせることはなかった。換言すれば、同党の独自の政治的地歩は、国内の「挙国」体制が弛緩し始めたとき、国民的統一戦線が分極化の方向を辿ったときに、はじめて大衆の運動と結合してその姿を明確にさせたのである。従ってわれわれは、「受動的抵抗」が分裂の様相を示し始めた四月以降の局面を重視し、この状況の下での同党の運動の諸相を検討することにしよう。このために以下では、同月以後を中心とする国内の政局を概観し、その後この期に発生した各地の賃金闘争とそれに関連する共産党の指導の問題を論述する。

さて、当初国民的な支持をえて開始された「受動的抵抗」は、早くも二月以降占領軍当局のルール経営の強化と抵抗闘争に内在する困難の増大によって、次第に各層の間の分裂を深め始めた。

フランス、ベルギー軍当局は、一月末からは自国の官吏、労働者を占領地に導入し、採掘炭の非占領地輸送を禁止するなどの措置を矢次ぎ早にとった。また三月初旬にはルールのドイツ側鉄道管理局を廃止し、鉄道輸送の妨害に対しては死刑を含む厳罰をもって処することを決定した。このように占領地経営が厳格化するとともに、占領地の官吏、労働者の逮捕は急増し、さらに同地では百以上の新聞が発禁され、占領軍の鉾山占拠も相次いで行なわれた。<sup>(20)</sup>

他方、ドイツ側も抵抗運動を維持するための財政が逼迫し、戦線が分裂の萌しをみせ始めた。即ち、抵抗運動を支える国の財政状態は、操業を中止した経営の維持のための信用供与、賃金支払い、及び失業者への補償金の支出などを通じて急速に悪化した。それに伴い、ルール地方では縮小された規模ながら生産を続行する鉾山資本家と、鉄道労働者を中心とするサボタージュ派の労働者との対立も表面化していったのである。<sup>(21)</sup>

しかしながら、ドイツ側の「受動的抵抗」が重大な転機にさしかかったのはとりわけ四月以降のことであった、とみることができよう。戦線の膠着による抵抗運動の停滞は、ドイツの側により苛酷な状況の悪化をもたらし、そのため抵抗運動の継続をめぐる論争が国民的なレベルで開始され始めたのである。この時期には政府、各政党・組織のそれぞれの思惑をこめた外交、財政政策が入り乱れたが、そのような事態は、インフレーションの破局的な進行と相俟って国民的統一戦線の分解を帰結したのであった。

既に三月一九日にはドイツ重工業界の重鎮であるシュティンネスがシュトレゼマンと会見を行ない、フランス政府との早期の交渉を申し入れたが、同時に彼は、財界の賠償負担の見返りとして戦後の社会政策立法の廃止を要求した。<sup>(22)</sup> このような財界の動きに対しては、社会民主党、労働組合は反撥を強めたが、しかしなおそれらの組織も抵抗闘争の危機を認め、三月末のADGB全国委員会では、フランスとの抗争の早期終結のために積極的な態度をとること

を決定した。そして社会民主党全国執行部もまた、ほぼ同時期に同様の見解に達するに至ったのである。<sup>(23)</sup>

他方、国内のこれらの動きの中で四月以来交渉の糸口を模索してきたクーノ政府は、とりわけ二〇日の英国外相カーゾン (G. Curzon) の下院演説<sup>(24)</sup>に鼓舞されて、国内各界との協議を経た後に五月二日に新たな賠償提案をポワンカレに送った。<sup>(25)</sup>しかしフランス側は、ルール撤兵と賠償総額の減額提案には応ぜず、イギリス政府もまたこの提案に失望の意を表明した。<sup>(26)</sup>そのため五月下旬にはドイツの代表的な企業家団体であるドイツ全国工業連盟が政府に書簡を送り、五百億金マルクの保障による支払いの猶予、このうち産業界の二百億金マルクの負担、全復員令の廃止、国家の経済への干渉の中止、などを提案した。<sup>(27)</sup>しかしこの提案に関しては、それが社会立法の廃止に及んでいる故に、社会民主党全国執行部は直ちに反対の意を表わし、自由労組もこの提案を「背後よりの匕首」であるとして厳しく退けたのであった。<sup>(28)</sup>こうして四月以降には抵抗闘争の諸困難は堆積し、国内各組織の政策が分化したために、「受動的抵抗」はもはや国民的な統一を得て継続させることが著しく困難になったのである。

上述のような事態の混乱の中で、クーノは六月七日に再度覚書を作成し各国に送付した。この第二提案は、賠償の額及び支払い方法の決定を公平な国際機関に委託すること、国有鉄道の特別会計化・国内商工農業及び銀行の不動産への第一抵当権の設定・税収入などで充当される支払い担保の提供、などを内容とし、<sup>(30)</sup>イギリスでは新たに成立したポールドウィン (S. Baldwin) 内閣によって好意的に迎えられた。しかしポワンカレは今回もまた、「受動的抵抗」の中止、及び賠償総額が明示されていない点を理由としてこの提案を拒否し、賠償問題は全く暗礁にのりあげた。このためドイツは絶望的な抵抗の継続を余儀なくされたのである。

他面、この間ドイツ国内のインフレーションは、破局的な様相をもって進行したのである。一月末に暴落をみたマ

ルクは二月以降政府、国立銀行のマルク支持政策が一応功を奏し、四月半ばまでは一ドルに二〇〇〇マルクの水準を維持した。しかしながらこの一時的なマルク安定は、よく知られるように四月一八日のシュティンネス商会による外国為替の買い占めを契機として崩壊を開始し、以降マルク価値はとどめもなく下落することになる(次表)<sup>(31)</sup>。

1923年 1月3日	7525
2月1日	41500
3月1日	22800
4月1日	20975
5月1日	31700
6月1日	74750
7月1日	160400
8月1日	1102750
9月1日	9724250
10月1日	242000000
10月21日	4010000000
11月1日	130255000000
11月11日	631575000000
11月21日	4210500000000
12月21日	4210500000000

この悪性のインフレーションに基づく国民生活の窮状は、とりわけ労働者、中間層に加重された。労働協約に記載された協定賃金額は直ちにその価値を喪失し、実質賃金は大幅に低落を続けた。また中産階級の中小資産もたちまちに価値を減じ、ドイツ国民の日常生活は極めて深刻な危機にさらされたのである。

ところでこのようなインフレーションの進行は、当時の労働運動に二つの重要な意味を与えることになった。先ずいうまでもなく、生活状態の急速な悪化は、賠償問題をめぐる論争とは比較にならぬ緊張関係を労使間にもたらした。賃金の急落、食料、石炭等の生活必需品の確保の困難、失業者の増加により、ここでは対立は直接的であり、すぐ後

にみるように労働者の闘争はしばしば急進的にかつ不均等に発展したのである。第二に、インフレーションは労働組合の利益代表機関としての機能を大幅に減殺させた、とみることができよう。組合費調達<sup>(32)</sup>の困難、組合費そのものの価値喪失によって、労働組合は著しい財政の窮状におちいり、闘争資金、ストライキ基金の支出は滞った。また専従職員への給与交付が遅滞し、ADGBの機関紙『ADGB通信紙』(„Korrespondenzblatt des ADGB“)も広報活動を縮小させ、この時期には発行回数を減少することを余儀なくされた。このように組合活動の規模は縮小し、その結果、組合指導部は所属組合員数の減少をもちやおしとどめることができなくなったのである。(次表。<sup>(32)</sup>なお自由労組側の賃金政策については次章参照)

一九三二年九月	八、〇六八、九三八	一九三三年六月	七、二八七、〇四九
” 一二月	七、八二一、五五八	” 九月	七、〇三九、〇五九
一九三三年三月	七、四二七、六三八	” 十二月	五、七四九、七六三

それでは、共産党の運動の進展に深い関わりをもつ五月以降の各地方の労働争議は如何なる性格をもち、共産党はこれらの運動にどのように関与したのであるか。ここではそれらの問題を、当時の組合組織の機能をあわせてみるために、後に九回党大会で左派からは「真の革命の萌芽をもつ最初の昂揚」とされた<sup>(33)</sup>、五月のルール地方の炭鉱・金属ストライキを中心として検討することにしよう。「ルール占領への反対が、ライン・ヴェストファーレンでは最早国民的な統一をもたらす要因ではなくなった<sup>(34)</sup>」とされる時点でのこの地方の争議の性格を探ることがここでの課題である。ところでわれわれはこのストライキの経過を追う前に、簡単に、この闘争の前提的な条件について幾つかの点

を説明することにしよう。

先ず第一に、ルール地方では炭鉱、金属、建設、鉄道の各産業が重要な産業分野としてあったが、これらの産業の労働者は熟練労働者を除くと一般に党、組合などの組織活動への関心に乏しく、組織労働者は少数派であった、という事情がある。しかしながら他面彼等は、「一九二〇年三月の例のように、反乱のエネルギーを突発的に爆発させる」<sup>(35)</sup>傾向をもち、この点についてはルールの指導的な共産党員であったシュテーカーも、この地方の労働運動を評して「受動性と突然の爆発」<sup>(36)</sup>という特質をもつことを指摘している。このような性格はさらに共産党員自身の間にも及び、ライクマンによれば、「戦闘性と組織的ルーティンへの無関心がルールの組織では顕著であった」とされ、この点は特に戦後労働運動に参加した党員において多くみられた。<sup>(37)</sup>右のような傾向が存在することは、戦前の幾つかの大規模な闘争において既に明らかであったが、この問題は五月ストライキの際の共産党の指導にも改めて大きな影響を与えることになる。<sup>(38)</sup>

次に、ルール地方では連合軍の占領政策、殊に不服従官吏の追放政策の結果、警察力がこの時期には大幅に弱体化していたことをみておかなければならない。五月末にはルール地方の三分の二の地域で保安警察 (Schutzpolizei—Schu-  
r) が存在しない状態が生まれ、<sup>(39)</sup>市町村警察の力も極めて不十分なものとなった。このような治安権力の真空状態が、労働者、失業者の街頭での騒擾を容易にしたことはいうまでもないであろう。

第三に、この時期の共産党の党内抗争の問題についてふれておく必要がある。党八回大会の人事政策によって暫定的な妥協をみた両派の対立は、ルール闘争の初期にはナシヨナリズム問題をめぐる『インテルナツィオナーレ』誌上での論争でひきつがれたが、<sup>(40)</sup>具体的な指導方針の問題をめぐり両派が再度激しい対抗関係にたったのは、三月末のラ

イン・ヴェストファーレン南地域党大会においてであった。その経過の詳細についてはここでは省略するが、<sup>(41)</sup>両派の立場を要約すれば、右派が旧来の統一戦線戦術の継続を固執したのに対し、左派はこの時点では特に工場占拠を手段とした労働者統制の推進及び未組織労働者、失業者の動員を通じた運動の急進化を図ることにより右派の路線に対抗したとみることができよう。これらの対立は、しかしながら再度コミンテルンの調停により五月初旬のモスクワ会議で和解が図られることになった。その結果同月一六〜一七日の中央委員会では、党中央部にこれまでの左派部員に代わり、新たに同派の中心的な指導者であるフィッシャー、テールマン、ゲッシュケ (O. Geschke)、及びケーニヒ (A. König) が加わったのである。<sup>(42)</sup>このうちケーニヒはルール地方の組織指導者 (Organisator) でもあり、彼の任命は党指導部がこの地方の左派の影響力を承認したことを窺わせる。さらにこの会議では、右派が先の党大会決議で言及した「大衆の民主主義的幻想」という表現が党内で誤解を与えたこと、また左派の工場占拠方針が共に批判されたが、<sup>(43)</sup>総じていえばブランドラーの路線がこの会議でも基本的には了承されたのである。かくして、ルール・ストライキが正に開始された時点で開かれたこの中央委員会は、左右両派の対立にひとまずピリオドをうった会議であることをわれわれは銘記しておく必要があるろう。

さて、五月下旬にルール地方を席卷した炭鉱・金属労働者の大規模なストライキは、以下のような経過を経て発生した。従来の代表的な共産党研究であるアングレス、ヴェンツェルの研究は、<sup>(44)</sup>特に党指導部の指導の問題について言及が不十分であるので、この点にも留意しつつ叙述をすすめることにしよう。<sup>(45)</sup>

先ず五月一六日、ドルトムントのカイザーシュトゥール (Kaiserstuhl) 鉱山は、経営全従業員集会で五月前期賃金の

五〇%額の追加支払い、及び以降の物価上昇にスライドした賃金の支払いを要求してストライキに入ったが、この運動は翌日には同地のシャルンホルスト (Scharnhorst)、ドルンストフェルト (Dornfeld) 鉱山に飛び火した。これらの鉱山では従業員への示威行進が組織されたが、その隊列に警官隊が発砲して五人の負傷者を出したことから、ストライキは全ドルトムント地域にまたたく間に波及し、一八日に同地の最大の工場ヘッシュ (Hösch, 溶鉱炉鑄物工場コンプレクス) がこれに加わったことによりこの地域は金属、鉱山を中心としてゼネラル・ストライキの状況を呈したのである。

右のストライキは、個々の工場、鉱山における組織、未組織を問わぬ労働者によって担われた運動であり、各々の経営協議会乃至経営全従業員集会で決定されたストライキの集合体、ともいべき性格をもっていた。また鉱山ストライキの拡大に際しては、この地方の闘争の伝統的なパターン通り、スト中の鉱山労働者が周辺鉱山のストライキ参加のために説得に赴く、という行動が多くとられた<sup>(46)</sup>。さらに個々の経営協議会によって提出された要求は、経済的な要求に限定されて政治的な主張は顧みられず、以上のような意味において、ストライキは、中央組織、政党の統制を離れた極めて自然発生的な色あいの濃い運動であった、と評することができる。このような事情に関しては、ミュンスターの州長官 (Oberpräsident) が各地方庁の報告をもとに、「あらゆる証拠はストライキが全く自然発生的であることを示しており、……要求は賃金に関する譲歩に限られている」とする状況報告をベルリンに送っていること<sup>(47)</sup>、また例えば二二日にドルトムントで開かれた同地の経営協議会大会の次のような決定をみるならば、改めて諒承することができであろう。即ちこの大会で決定された統一的な要求は、(1)未婚労働者へ一五万マルク、既婚労働者へ二〇万マルクの一時金即時支払い、(2)五月前半期賃金の五〇%引上げ、及び一六日以降の再度の五〇%賃上げ、であり、政治的なスローガンは採択されなかったのである。加えてこのストライキは、旧来の労働組合運動の枠を意図的に打

破することを目指したものではなかった。大会は、運動を統括するためにドルトムント地区の「中央ストライキ指導部」(„Zentralstreikleitung“)を選出したが、この組織は指導機能を喪失した労働組合に代わる臨時指導部としての性格を与えられた。その際、ストライキ指導部の構成員は、各政治党派の代表を網羅したが、彼等は同時に、金属労組(9)、化学労組(1)、交通労組(1)、建築労組(1)、ヒルシュ・ドゥンカー労組(1)、手工・頭脳労組(4)、サンディカリスト(1)の代表者であり(カツコ内はその員数)、このようにして各労働組合との回路は確保されていたのである。そして指導部は二四日の声明では、ストライキが何ら政治的要求を基礎とするものではない旨を表明するとともに「その大部分が労働組合員からなる中央ストライキ指導部」は、各労働組合に対し、ストライキ労働者の要求を支持し、ストライキを承認することを要請したのであった。

上述のように、ストライキは経営協議会を主要な担い手としながらも、そこで表出された要求は経済的な枠をこえなかったのであるが、かかるストライキの性格は、なおそこに発揮された闘争のエネルギーを縮小させることはなかったのである。むしろ、旧来の指導部を離れて独自に発展した底辺組織の運動は、部分的にはサンディカリストの影響もあって、従来の闘争の形態を破り急進化する場合が存在した。われわれはその事例として、二二日からストライキが拡大したゲルゼンキルヒェンとボーフムの状況をみることにしよう。ここでは、運動は次のような様相を呈したのである。

ゲルゼンキルヒェンでは従来より賃金闘争が拡がりつつあったが、二二日には鉱山、製練労働者及び失業者からなる「プロレタリア百人隊」(この組織の詳細については後述)と、市民側の自衛組織(Selbstschutz)との衝突事件が発生した。「百人隊」はさらに警察、消防隊との街頭での衝突をくり返しながら、ついに市の警察署を占拠した。その後これらの組織は秩序維持隊(Ordnungsdienst)と称する部隊を作り市街のパトロール行動をつづけ、このような事態は二

四日までつづいた。同日正午ゲルゼンキルヒェン市長は、「驚くべき声明」<sup>(48)</sup>を発表し、組合、政党との協定により労働組合員から成る保安隊 (Sicherheitswehr) が設置された旨を告げた。この部隊には、自由労組 (一五〇名)、手工・頭脳労組 (一〇〇名)、クリスト系労組 (七五名)、ヒルシュ・ドゥンカー労組 (七五名)、の各労働者が参加し、この措置とともに自衛組織は解散され秩序維持隊も警察署から撤退し、これに代わり市庁舎内に居をおいた統制委員会が、小売店代表者とともに食料品価格を決定する、<sup>(49)</sup> というような状況が生まれたのであった。

他方、ポーフムでは二二日からストライキに入ったが、武装した労働者が翌日には労働者地区を中心として市の三分の二の地域を掌握し、アルコール販売の禁止、二二時以降の通信の閉鎖などを布告した。<sup>(50)</sup> また二五日には手工・頭脳労組と統制委員会の代表が市長と会見し、ゲルゼンキルヒェンを範とした保安隊の建設について交渉した。しかし市当局は、市側に立つ自由労組、クリスト系労組の組合員からなる自衛組織の建設を後援し、この組織は消防隊とともに、サンディカリストに率いられた「百人隊」と街頭で衝突を続ける、というようにポーフムもまた混屯たる様相を呈したのである。

この間ストライキの波は全ルールを掩い始めた。二四日にはエッセンの鉱山労働者大衆集会、デュイスブルクの経営協議会総会がストライキを呼びかけ、翌日にはハンボルの最重要鉱山ティッセン (Thyssen) 鉱山の操業が停止された。デュッセルドルフでは労働者が一部商店の価格引下げを強行したが、警察はこれに介入できず、またランゲンベルクでは多くの失業者が、市役所、市貯蓄銀行を占拠するという事件も生じた。さらに金属ストライキは、レムンヤイド、レンネップ、ヴェルネルキルヒェン、またルール東端に位置する共産党の拠点都市ハーゲン、ハムにまで広がったのである。<sup>(51)</sup>

以上のようなストライキの拡大に対し、自由労組側はほとんど対応をなしえなかったといえよう。金属、炭鉱労組

はストライキを承認することを拒否し、ストライキは共産党により計画された一撓であるとの見解をとった。また二四日には、組合とルールの金属工業連盟が、「生活費高騰のため」五〇%の賃上げに同意したことを宣したが、これもストライキの進行に対しほとんどみるべき効果をもたなかった。こうして自由労組側のスト収束の動きは、ベルリンで「緩慢に続けられた」使用者側との中央交渉に委ねられたのである。<sup>(52)</sup>

それでは、共産党はかかる底辺組織の闘争に対し、どのような指導を賦与しようとしたのであろうか。このストライキに際しての共産党の指導は、従来の「山猫ストライキ」に対する場合とは相当に異なる点がみられるのであり、それはこの時点で瞬時的に勃発したルール・ストライキの特殊な性格を反映するものとなっている。

先ず各々の経営で個々の共産党員がこれらのストライキ運動の先頭に立ったことは疑いえないであろう。ルール地方ではサンディカリストの影響も強かったために、これとの対抗上からも各経営で共産党員が個々の指導にあつたことは十分に想定されるところである。次のような共産党員の回想——「始めて私はリヒトホーフ (Lichtorf) 鋳山で演説した。私はそこに到着したが、事態の推移についての私の驚きは少なかった」<sup>(53)</sup>——はストライキ運動への下部の党活動家のスムーズな合流を物語っている。かくしてピーターズンによれば、ストライキの初期の段階で招集された経営協議会集会の多くは、労働者側の圧力に応じて経営内の党員により招集されたものであつた。<sup>(54)</sup>これに対し、党中央、地域指導部の闘争への取組みは明らかに立遅れたといえる。先の共産党員の回想とは逆に、ストライキに対する党指導部の最初の反応は「驚愕」<sup>(55)</sup>であつた。総じてルール・ストライキに対する彼等の態度は極めて両義的であり、受動性と能動性がなくまぜになつた複雑なそれであつた。

第一に、スト勃発時の『ローテ・ファーン』紙の論調を追うと、そこでは事実経過の報道とストライキへの強い支

持の態度が打ち出されているが、初期にはこの闘争を全国化する呼びかけはなされていない。さらに二三日の党の見解では、ストライキを「エレメンタルで自然発生的な」運動であるとし、「共産党員は、運動を整然たる道に導き、プロレタリア的な闘争規律を鍛え、かくして、提示された要求を労働者階級の断固たる闘争によって獲得するために力の及ぶ限りすべてのことを行なう」というような指示がなされたのである。しかしこの時期に出された党内指令、或いは党内の会議を仔細にみると、事態はより複雑であり、党中央のストライキとの関係は、とりわけ闘争の初期にはほとんど外在的であったといえる。ミュンスター邦文書館にはこの点に関し、州長官ネルテルス(Nelters)なる人物の状況報告書が残されており、これによってわれわれは当時の党中央部の思考乃至行動の幾つかを知ることができ<sup>(56)</sup>る。それによると党中央部の最初の指令は一九日にエッセンに到着しており、ここではストライキへの支持は示されているもののその展望に関しては極めて悲観的な見方が支配的であった。即ち「組合に承認されていない孤立したストライキはおそらく何の成果ももたらさない」こと、ストをできればフィンクステン週末(二六日)までに終らせること、及び責任はあげて受動的な組合指導部にあり、ストの指導を組合に委ねるべきこと、などが表明されたのである。また運動がルール全域に拡大する萌しをみせ始めた二三日には、同地の地域党指導者会議が開かれ、この席では、中央部員のシュテーカーが再び組合組織を闘争に動員すべきことを述べ、またドルトムントの党指導者からはプロレタリア百人隊の行動への憂慮が示された。これらの一連の会議の中で最も重要なものは、二五日にエッセンで開かれた党中央部と地域、下位地域指導者の合同会議であり、先の文書によれば、この会議の後に党指導部は始めて具体的な闘争の指導―しかも基本的にはその収束にむけた指導にあたりえたのであった。会議にはベルリンから到着した中央部のブランドラー、フィッシャー、ベッカー及びルール在のシュテーカーが出席しており、そこでの目的は、(i)混乱したルール地方の党規律の再確立と、(ii)党がストライキの指導を組合に代わり引受けることであり、換言すれば、

これは党がストライキに支持を与えながら同時にその収束を党自身により図ること、であった。この合同会議では、運動が「純粹な経済闘争」であること、政治的権力闘争の指導がさしあたっては不可能であること、またプロレタリア百人隊による騒擾への批判、が確認されており、これよりみると、党指導部のストライキへの対応は、先に述べたドルトムント地区の運動のパターンの追認と、党規律のもち込みによる無統制な行動の抑止であった、とみることが出来る。そして上のような方向は、左派のフィッシャー、ケーニヒによっても支持を与えられており、左派のこのような態度は、運動の奔放な拡がりも彼等をも困惑させたことを推測させるとともに、また先に述べたストライキ直前の党中央内の妥協がここで作用していることをも窮わせるものである。右のような決定が下されたことは、フィッシャーが再び参加した三一日の会議で、シュテーカーが「党の断固たる（スト）終結の方針は正しかった」と述べたところからも確認しうるのであり、<sup>(57)</sup>自然発生的なストライキの圧力の中にあつた下部黨員に対し、党指導部はその終局の局面で始めてこのような形で方向を与えたのであつた。特に党指導部が恐れたのは、統制を離れたプロレタリア百人隊の街頭行動での急進化であり、その結果二七日に党地域指導部はボーフム、ゲルゼンキルヒェンの二人の百人隊指導者を除名処分に付し、<sup>(58)</sup>また六月五日のゲルゼンキルヒェン下位地域活動者会議は、七名の党除名を発表するとともに、警察署襲撃に対する党の責任を否定したのである。<sup>(59)</sup><sup>(\*)</sup>

(\*)上記のような街頭での騒擾に対する否定的態度は、当時の共産党に一貫してみられた。これより先、四月一八〜二〇日に起きた失業者を中心とするミュールハイムの街頭抗争（二日間のバリケード戦に発展し、死者一〇名及び多数の負傷者を出した）に際しては、この事件に対する党の事前の計画性を否定し、アナキストの影響を示唆した。そして自党の失業者に対しては、「自棄的な行動」を抑制し経営内の労働者と結合すべきことを指示したのである。<sup>(60)</sup>

以上のような決定に基づき、共産党は二六日に手工・頭脳労組を通してエッセンにルール地方を統括する中央ストライキ指導部を設置した。この組織は、一方では、中独鉱山地域に代表を送り同地が支援ストに入ることを要請するとともに、ルール地方の幾つかの地区で経営協議会会議を招集し、会議はゼネ・ストを呼びかけるアピールを発した。しかしながら他方指導部は、労働者代表を当時組合と中央交渉をもっていた国・労働省に派遣し、労働者の要求を受け入れるように説得し、またルールの金属、炭鉱労組指導部に対しストライキの指導を分かちもつことを要求した。<sup>(61)</sup> その結果、二八日の中央交渉では労使間の妥協が成立し、六月一日以降五二・三%の賃上げを行なう旨の協定が締結された。これとともに中央スト指導部は三〇日から就労に入ることを直ちに呼びかけ、共産党の地方機関紙も翌日にはストライキのニュースを巻頭から外し、「ファシストの挑発」を警告するに至った。<sup>(62)</sup> またこの間混乱を極めていたゲルゼンキルヒェン、ポーフムの状況は、百人隊の解散、指導者の党除名を通じて二八日までには鎮静し、共産党は支持者の中の不安定な分子に対する統制をほぼ回復した。従って、スト指導部の就労の呼びかけは、百人隊との若干の軋轢を除くとルール地方ではほぼ滞りなく受け入れられ、ほとんどの鉱山、経営は三〇日からの再就労についてのである。かくして五月中旬に突発的に発生した同地のストライキは、同様に極めて短期間のうちにその収束をみたのであった。

上に論じた通り、五月下旬にルール地方で発生したストライキは、その終局を除いては、労働組合、政党の統一的な指導が介在しない、個々の経営を中心とする運動であった、と概括しうる。このストライキは、当初党指導部が全く予測しえなかった時点で勃発し、くわえて警察力の弱体な地域では旧来の党の路線を逸脱した急進性を発揮した。このような事態は先にふれたルール地方の労働運動の性格を表わすものであり、この地方に拠点をもった左派もその

間独自の対応をなしえなかったのである。このことは、従来左派の重要な支持地域であったドルトムントでの経緯によっても示されており、また左派の指導者も、先の資料に即してみる限り、ブランドラーら右派指導部とほぼ同一の態度をもったのである。この間、地域、中央の党指導部が目指したことは、結論的にいえば、不斉合に発生しそれ故に混乱した下位組織の運動に対し、党の指導による統制を再度確保することであった。特に彼等がストライキを賃金闘争の枠組に収めようとしたことは、この種の「山猫ストライキ」に対する従来の共産党の態度とは異なっており、方向を持たない下位党員の闘争への参加と運動の突発的かつ不均衡な拡がりは、「行動的な闘争を指導する能力を党は未だもたなかった」(シュテーカー)<sup>(63)</sup>というような事情と相俟って、共産党の指導をそのような形で抑止させた、とみるべきであろう。従ってこの闘争の後に党指導部が試みたことは、改めてこの時点で労働者の組織化の問題に取り組むことであり、具体的にはそれは未組織労働者の組合への加入の促進と、及びすぐ後にみるような経営細胞を中心とする党機構の整備であった。以上のように共産党はストライキの中で充実な指導を果せなかったのであるが、とはいえこれらの運動が以降の同党の運動に好個の基盤をもたらしたこともまた事実であった。六月以降には社民党系労働者の離脱による共産党党員の増加が報告されており、<sup>(64)</sup>また前記一労働者の回想の一節、「五月の行動が、労働者の力の自覚の増大に大きく寄与した」<sup>(65)</sup>とする言もおそらく事実であろう。そしてこのストライキに対しては、プロイセン内務省が「占領地の違法行為に関し非占領地側の裁判管轄をつくる」ことを国政府に要求し、国の治安委員もこの要請を承認する、<sup>(66)</sup>というように国側もその危機感を深めたのであった。

さて、ルール地方の場合と同様に組合の統制を離れた賃金闘争は、六月には全国の各地に飛び火した。この時期には一時上シュレジエン一帯に及んだ同地の炭鉱ストライキの外、ハンブルク、リュベック、エムデン、ダンチヒなど

での海員ストライキ、ザクセン、ブランデンブルク、メクレンブルクでの小規模な金属ストライキ、ヴァルデンブルクでの炭鉱ストライキなどが相次いだ。<sup>(67)</sup>そしてこれらのストライキは、(1)経営を中心として推進された運動であること、(2)基本的には経済的な要求を軸として組織化されたこと、(3)労働組合指導部は、これらの運動を「山猫ストライキ」であるとして強く批判したが、ストライキはその思惑をこえて拡大したこと、(4)しかしなお、例えば上シュレジエンの炭鉱ストライキではストライキ指導部の半数がクリスト系労組員であった<sup>(68)</sup>、という例にも示されるように、運動を共産党が完全に掌握するところとはならずそれらは「政治闘争」としての性格を帯びなかつたこと、等の諸点において、ルール地方のストライキとほぼ同様の性格を有したのであった。この時期には、労働運動の内部では、労働組合の影響力は大幅に減退したのであり、この中で共産党はそれらの闘争を自己の意図する方向へ嚮導しえなかつたとはいえ、なおこのような事態の推移は明らかに同党の依拠すべき基盤を拡大させていったのである。

ところでわれわれは、上述のような組合運動の停滞と経営協議会運動の興隆が、さらに共産党の組織問題にも影響を及ぼしたことをみておかなければならない。即ちこの時期には、党内で経営細胞の確立の方針が、党組織上の最重なる課題として打ち出されたのであった。以下にその問題を記しておきたい。

この方針を主導したのは、党の組織問題を担当するウルブリヒト (W. Ulbricht) であり、彼は五月中旬から一連の論文を機関紙誌上に発表し、党の基本組織として経営細胞を確立すべきことを全党に呼びかけた。これらの文書によれば、現在の賃金闘争において「日常的に直接的な生活問題を問われている」経営内では、これまでの居住組織である十人グループ、及び経営内の党員と組合反対派の結合体であるフラクションに依って党の任務を遂行することは不十分であり、それらの組織に代わり、日常的に党員を結集し任務を与えうる党の基礎単位としての経営細胞の確立が

急務である、と述べられたのである。<sup>(69)</sup>

上記の組織方針は、そのキャンペーンが五月中旬に急遽開始された点から判断すると(も)とも過去の党大会でも、この方針はたてまえの上ではしばしば強調されていたが、当初は、当時左右両派の和解のために工作を続けていたコミンテルンの指導によって始められたものと考えられる。<sup>(70)</sup> いずれにせよ、この方針は直ちに五月の中央委員会で採択され、さらに前出のルール・ストライキの結果から再びその必要性が強く認識され、こうして六月二三日からは、一週間にわたり党細胞建設のための「宣伝週間」が設けられ、その後もこのような党内キャンペーンはくり返し設けられた。しかしながら経営細胞の組織化は必ずしも順調に進捗したわけではなく、後の党九回大会の表現を借りれば、「黨員の多くが、なお経営フラクションという言葉の代わりに経営細胞の考えを導入した意味を理解しえなかった<sup>(71)</sup>」という如き状況を克服しえなかったのである。従って、従来党内では一応諒承されていた経営細胞の確立の方針が、この時点で改めて強調されたところに、なおこの党の経営内活動の不充分性が露呈された、とみるべきであり、今後この問題は、共産党の運動の帰趨を決定する最も重要な組織的問題となるのである。

五月以降共産党の運動は、労働運動の領域では、かねて目指してきた通り経営協議会組織に多く依拠することになった。かかる傾向は運動に大きなダイナミズムを与えたが、しかしながら同党の組織はその中で未だ充分には作動せず、党中央の指導もこれらの運動に政治性を付与することはできなかったのである。それならば共産党は、同党の政治目標である労働者政府の形成に最も近接する地位にあった各邦においては如何なる運動を遂行したのであろうか。これらの邦では、一九二三年には共産党が各地で建設した大衆的武装組織をめぐる、最大の争点が形成されていたのである。この武装組織は「プロレタリア百人隊」(„proletarische Hundertschaften“——「百人隊」とも略称された)と称さ

れ、この組織の建設は、多くの邦で政府、治安当局との緊張をもたらし、その対立を激化させたのであった。共産党の大衆的武装組織は、『前稿』でふれたように統一戦線運動の一機関として位地づけられていたが、この組織は国、邦政府との直接的な争点を構成した故に、本章で邦政府問題と関連してこれについて詳しく論ずることにしたい。百人隊をめぐるそれらの相克は、前記の経営協議会運動と同様五月から顕著になるが、本章ではやや時期を前後させて、二月以後のプロレタリア百人隊建設の経緯、及びこの問題とも密接な関係をもつ三月のザクセン邦社会民主党左派政府の成立について述べ、その後五月以降のザクセン、テューリンゲン邦の政治的局面を検討することにしよう。

共産党の大衆的武装組織建設の方針は、国民的統一戦線の亀裂とともに台頭した右翼、民族派への対抗から打ち出されたものである。二月以降、右翼、民族派組織の活動は活発となり、占領地では鉄道爆破などの尖鋭な手段に訴える組織も存在した。三月下旬には、このため北ドイツで最大の組織をもつ「ドイツ民族自由党」(Deutsch-Völkische Freipartei-DVFP)がプロイセン内相ゼヴェリンクの指示により禁止され、またバイエルンでは周知のように、邦政府の容認の下にヒトラー下のナチ運動が勢力を急増させ、メーデー当日には労働者勢力との対立から邦内の危機は一つの頂点に達した。共産党のプロレタリア百人隊の組織化は、直接にはこれらの右翼、民族派組織に対抗しつつ、さらに来るべき武装蜂起に際しての闘争機関を設立することを目指してすすめられたのであった。

ところで革命期以後の労働者武装の問題は、共産党のみならず労働者政党一般にとってもそのプログラム上特殊な位地をもつ課題であり、それ故われわれは百人隊についての説明に入る前に簡単にこの点を要約しておこう。

先ず戦前エルフルト綱領で「一般的徴兵制」を民兵構想と結びつけて提示した社会民主党は、戦後一九二一年のゲ

ルリツ綱領ではこの課題を放棄した<sup>(73)</sup>ことを指摘しておかなければならない。戦時の大衆軍隊のあり方、革命期の国防軍との協力、及びヴェルサイユ条約によるドイツに対する徴兵制の禁止措置は、同党をして右の構想を捨てることを余儀なくさせたのであった。これに対し独立社会民主党は、一九一九年三月のベルリン党大会及び一二月のライプチヒ大会で「労働者階級の隊伍からなる人民軍（或いは革命的軍隊）の建設」を謳<sup>(74)</sup>っており、これは労働者の中の志願者から成る武装組織創設の構想として、山口定氏と共に「レーテ独裁の政治形態上の要求に見合うもの<sup>(75)</sup>」であったとみてよいであろう。しかしながら社会民主党も一九二〇年三月のカップ一撓時の危機に際しては、ルール地方の労働者蜂起に対する譲歩乃至は懐柔を意図して、ゼヴェリングの主導の下で著名な「ビーレフェルト協定」(„Bielefelder Abkommen“)を締結し、この方向への歩み寄りをみせる場合も存在した。即ちこの協定では、九、一〇条で組織労働者・職員・官吏からなる治安委員会 (Sicherdienst)、及びそれを地区毎に支える地区軍 (Ortswehr) の創設が述べられたのであった。<sup>(76)</sup>このため共産党は統一戦線運動の進展の中で、一九二一年九月のエルツベルガー、及び翌年六月のラテナウの暗殺事件に際しては、先の協定に倣ってこの武装組織の実現を他組織に要求したのである。このように労働者武装の問題は、労働者政党を横断する課題であり、えたことをわれわれは確認しておく必要がある、この伝統は一九二三年には社会民主党左派にも流入することになる。

他面、共産党には合同大会以来旧独立社会民主党の軍事機構を引きついで地下軍事組織が存在した。これらの組織は合同大会後整備され、主として情報活動をつかさどる「情報機関」(„Nachrichtenapparat“)・党の軍事的幹部の養成を目指す「軍事機関」(„Militärapparat“)に転成した。<sup>(77)</sup>またフィッシャーによれば、この他に国防軍、警察内の秘密活動を行なう「解体機関」(„Zersetzungsaparat“)・サボタージュ行動の指導、党内の「スパイ分子」の肅清にあたる「テロル機関」(„Terrorapparat“)が存在したとされるが、<sup>(78)</sup>その存在の有無、組織的な実態については明らかではない。いずれ

にせよ、これらの地下組織は、「三月行動」の敗北と以降の統一戦線運動の進展の中で次第に不活発となり、一九二二年までには、むしろ党の秘密集会の防衛、コミンテルン連絡員の防護、などの任務にあたっていたようである。<sup>(79)</sup> またルール地方の共産党組織を精査したライクマンによれば、党内には「三月行動」後も先の情報機関の他に「密使組織」(„Kuriendienst“)と呼ばれる組織があり、この組織には主として青年党員が配置され、党の通信活動、特に高度の秘密を要する伝言の伝達にあたった。さらに一九二二年末からは党内に「幹部組織」(„Orderdienst“=OD)が設けられ、<sup>(80)</sup> ここには旧軍隊の軍事専門家が配置され、彼等はプロレタリア百人隊の「将校団」の主要な補充源になったといわれる。<sup>(80)</sup> 以上のように、共産党の軍事組織は、大衆的武装組織と幾つかの地下組織から成り、われわれはさしあたりこの二つの組織を区別してみる必要がある。両者は、蜂起に際しては結合してその機関となる筈であったが、プロレタリア百人隊の建設自体は、社会民主党の要求とも連なりうる統一戦線運動の一環に位地する課題であり、この組織は他の大衆諸組織とともに労働者政府の支柱となることを目的としたのである。

さて、プロレタリア百人隊の構想は、当初占領軍の進駐により警察力の弱体化したルール地方で、労働者が独自に形成した闘争組織を範として作られた。共産党が百人隊組織に言及したのは、ハーゲン市での警察側の発砲事件に対し、「市当局の後援に基づく百人隊の武装」を要求するストライキを報じた二月初頭の時点<sup>(81)</sup>を以て嚆矢とするが、以後この組織は「赤色百人隊」(„rote Hundertschaften“)とも称されて各地で急速に建設がすすめられた。百人隊は、同党の拠点であるベルリン、ハンブルク、ザクセン、テューリンゲン、ルールなどで活発であり、「労働者の共働組織」であることを目指したために無党派労働者の参加も比較的多く、ザクセン、テューリンゲンではこの組織は後述のように邦政府から寛容されたのである。その結果、ガスト(E. Gast)によれば、五月にはその数は全国で三〇〇に達した、

といわれる。<sup>(82)</sup>

以上のように、共産党は受動的抵抗の困難が増大し右翼、民族派との対立が深まると大衆的な武装組織の建設に着手したが、この組織は、当面は統一戦線運動の一環に編入され、右翼に対抗する「防衛的な」任務を付与された。百人隊は前年の末から独自に喧伝された「労働者軍」構想の具体化であるが、一九二三年の政治状況は、今後この組織の存在をめぐり、危機の深化をもたらすことになる。

一九二三年の統一戦線運動の展開を検討する場合、われわれが言及しなければならぬいま一つのエポック・メイキングな政治的事件は、ザクセンにおける社会民主党左派政府の成立であった。同年初頭以降の邦社会民主党の内証から、ザクセンでは邦内の政治的緊張化に伴い、左派の主導する社会民主党政府が成立し、共産党と社会民主党の關係は従来とは異なる局面を迎えたのである。共産党に寛容されたザクセンの社会民主党政府の存在は、バイエルンの右翼、民族主義運動、ラインラントの分離主義運動と並んで、一九二三年のドイツの政局の中で最大の遠心的要因を形成した。F・ノイマンの指摘した共和国期初頭の「国と邦との妥協」は、この時期にはその矛盾を最大限に深めることになる。以下の部分でわれわれは、三月のザクセン邦政府の成立の過程と、それが以降の共産党の運動に与えた影響の問題をやや立ち入って論じることしよう。

『前項』で言及した通り、ザクセンでは前年一月に社会民主党のブックを首班とする内閣が成立し、共産党もまたこの内閣に対しては当初は閣外支持の立場をとった。しかし「受動的抵抗」の開始後は、ブック内閣が国民的統一戦線に積極的に参加することを表明したために、共産党は同内閣への批判を強めた。特にブック内閣は社会民主党右

派の力に依存することが多くなったことから、共産党は同派に対する批判を集中させ、ブック内閣への攻勢を強化したのであった。

一月下旬、同邦のライプチヒ市で右翼の民族自由党が集会を開き、共産党員と衝突する事件が発生した。共産党は事前にこの集会に対する予防禁止の措置を内相リピンスキー(R. Lipinski)社民党右派に属した<sup>(83)</sup>に要求し、彼がこれを邦議会で拒否すると、同党は事件後さらにその責任を追及して内相不信任案を議会に提出した。この提案に対しては、社会民主党の単独政権を嫌う他の中間、右派政党も同調するところとなり、その結果、不信任案は同月末に邦議会で採択され、首相ブックが内相と行動を共にすることを言明したために、同内閣は成立後二カ月を経ずして崩壊するという結果に至った。<sup>(84)</sup>しかしなお、内閣の退陣後はザクセンの政局は混迷を極め、次期内閣の成立への動きは停滞した。以上のような推移の中で、邦内社会民主党は左右への分化を深めていく。

当時、ザクセン社会民主党には邦政府成立をめぐり二つの可能性が存在した。一つはヴァイマル連合の異種である民主党との連合であり、いま一つはいうまでもなく共産党との協働であった。このうち前者については、右派が多数を占める邦党指導部、議員団がこれを推進し、党全国執行部もそれを支持し、さらには民主党自体も同調する姿勢をもった。<sup>(85)</sup>しかしながらこの選択枝の弱点は、連合のパートナーである民主党の議席が少なく、従ってこの連合が成立するためには国民党の寛容をあおがなければならなかった点にあり、かかる連合は左派からは「陰蔽された大連合」(„verdeckte Große Koalition“)として否定されたのである。<sup>(86)</sup>これに対し共産党との連合は、この間左派の勢力が伸張していた地区レヴェルの党組織の多くで支持された。アドルフ(H.J.L. Adolph)によれば、一九二三年後の社民党左派の増大は、旧独立社民党系党員の流入によるものと地方社民党组织自体が急進化した場合の二つの要因があったとされるが、ザクセンの場合は多くはこの後者の事例に属する。<sup>(87)</sup>そして今回の組閣問題においては、前年一月の場合と

は異なりこれら下位組織の主張が表現される場が与えられることが可能になった。というのは、ザクセン社会民主党内では過去三回の邦党大会で、ビュルガー政党との連合に入る前には党大会を招集するという決定がなされており、<sup>(88)</sup>先の経過により民主党に支持される単独政権の道を閉ざされた邦指導部は、改めて連合問題を討議するために邦大会を開催することを余議なくされたからである。

三月四日ドレスデンで開催された邦党大会は、指導部の思惑とは異なり左派が主導権を掌握した。<sup>(89)</sup>即ちこの大会では党全国執行部員ディスマンの出席にかかわらず、邦執行部の提出した民主党との連合政府樹立の提案は否決され、代わって共産党との連立政権を期して、同党との交渉の全権を委任された「七人委員会」(„Siebenerkommission“)の設置が九三対三二の票数により決定され、さらにこの席では、「邦党大会は、共産党の新たな提案(この点については後述―筆者)を、同党との共同の政府建設のための適切な交渉の基礎とみなす」とする左派のグラウペ(G. Graupe)らの決議が採択されたのである。<sup>(90)</sup>しかしながらこの大会は同時に、共産党の要求である邦経営協議会大会の招集については、「社会民主党の独自の任務を妨げるもの」として、六八対五七の僅差ながらこれを退けたのであった。<sup>(91)</sup>ところでこれらの決定が伝えられると、この大会の前には邦議会解散の方針に傾いていた共産党のザクセン組織は、前年一月に続く再選挙の不利、「解散は右翼を利する」という判断が大勢を占め、<sup>(92)</sup>社会民主党との交渉に踏み切ったのである。

この交渉は三月中旬に数回にわたり行なわれ、共産党は当初は前年に続き邦政府への入閣の意思を具体的に考慮していたようである。その際同党は交渉の基礎として、二月二七日付けの同党邦執行部、議員団の社民党向け公開状に盛られた要求<sup>(93)</sup>を提出した。この提案は多くの要求を含む詳細なものであるが、当面との関連でいえば、労働者軍の建設、「政府からの邦経営協議会大会執行機関へのすべての法案、命令の(事前)提出」、及び投機商人に対する統制委

員会の価格引下げの権限の各条項がここで再び提示されたことが重要である。また交渉の過程では、これと並行して多くの経営集会で両党員の討議が行なわれた。<sup>(94)</sup> しかしながら両党のトップ交渉においては、共産党は先の要求に基づいて、七人委員会の招集する経営協議会大会の開催乃至経営毎の直接投票による大会開催の決定、という主張を前面に出し、これは社民党の側からは前述の邦大会決定と相容れないものであったために否定され、両党の合意はこのたびもまた得られなかったのである。その結果、共産党は「交渉の決裂か、経営協議会大会抜きに社民党少数派政府の支持か」という選択の前に立たされたが、同党は「断固として後者を選択」(ベトヒャー)したのであった。<sup>(95)</sup> しかしこのような連合政府構想の失敗にもかかわらず、われわれが注目しなければならないより重要な点は、社会民主党が共産党の閣外支持をとりつけた際に、両党の間で、共産党の政策を部分的に認容する次のような政策協定<sup>(96)</sup>が締結されたことであった。即ちこの協定は、(1)ファシズムへの対抗措置として両党による「プロレタリア防衛組織」(Proletarische Abwehrorganisation)の建設、(2)直接恩赦、及び政府による邦議会への恩赦法提出、(3)地区毎の価格審査局(Preisprüfungsstelle)の設置、経営集会・組合集会での共同統制委員会の選出及び投機商人との闘い、(4)労働会議所(Arbeitskammer)に関する政府の法案提出、という諸点を確定したのである。従って、統制委員会及び労働者の大衆的武装組織は、政党間の合意事項として、半ば公的に承認されたのであり、これらの組織は両党の思惑を混在させたといえ、他勢力に大きな脅威を与えるものとなった。特に大衆的武装組織をめぐる問題は邦政府に多くの困難をもたらすが、この点については後の部分で改めて論ずることにした。

かかる協定に基づいて、三月二一日の邦議会では、共産党の支持を得てツァイクナー(A. Zeigner)を首班とする社会民主党少数派内閣が成立した。この内閣には、三人の旧閣僚が留任した他に、新たに内相、労働相にそれぞれ左派のリープマン(H. Liepmann)、グラウベが就任し、新内閣はこれまでの内閣に比して左派色の強いものになった。そ

してツァイクナーは新政府の施政演説で、抵抗闘争の負担の所有階級への転嫁、右翼からの共和国の防衛などを宣言し、また国防軍のファシスト組織への接近を批判したのである。<sup>(97)</sup>首相ツァイクナーは戦後社会民主党に入党し、ブツク一、二次内閣の下では司法相として幾つかの司法改革を行なったが、シュタンプファーによれば、彼は未だ「試練を経ていない人物」<sup>(98)</sup>であり、いずれにせよ、彼の政府は共産党と社会民主党、国政府の間で今後動揺の断え間のない過程をたどることになる。

上にみたように、これまで共産党の統一戦線運動の進展にとり大きな影響を与えてきたザクセンの政局は、この時期に社民党左派の主導する政府を成立させた。旧来共産党の社民党政府に対する支持は、大連合の阻止を目的とするよりネガティブな色彩をもったが、今回の政府支持は、邦社民党が共産党の政策に歩み寄った結果打ち出されたものであり、その意味では共産党にとってよりポジティブな性格をもつものであって、この点で同党の統一戦線運動は明らかに成果をあげたとみなしうるであろう。従って三月中旬には、社会民主党全国執行部は、共産党の「分裂を策謀する行動」が強まっていることを認め、全党員に対し「共産主義者の欺瞞」に従わぬように警告を発したのである。<sup>(99)</sup>

次にわれわれは、国民的統一戦線の亀裂が深まった五月以降の状況下における、ザクセンとテューリンゲンの政治的状況を検討することにしよう。これらの邦では、国政府と共産党の双方の圧力にさらされた邦社会民主党政府が、労働者武装組織の存在、その街頭行動に対する治安確保の課題、及びそれらと関連する国防軍の問題をめぐり、極めて安定を欠く政策を続けた。そして共産党は、これらの争点をめぐる種々の対立の中で、大衆組織への影響力を強めその地歩を確立させていったのである。ここではザクセンを中心に叙述をさらにすすめることにしよう。

既述のように、二月以来着手されたプロレタリア百人隊は各地で建設が進められ、その活動はベルリン、ハンブルクなどの大都市を含め活発であった。このような動きに対抗して、プロイセン内相ゼヴェリンクは五月一二日に「共和国防衛法」に基づいて百人隊の組織化を禁止し、多くの邦がこの措置に倣った。百人隊の解散は、この組織が邦の高権と警察権限をおかすものであること、警察との度重なる衝突、軍事訓練、及びその発展が内戦に至る危惧をもつこと、を理由として実施されたが、これはまた、三月のDVPの禁止後「右翼への一方的措置」として攻撃されてきたことに対するプロイセン側からの「均衡回復」の措置でもあった。<sup>(10)</sup>しかしながら、この命令は警察力の弱体なルール地方では実効をあげえず、またザクセン、テューリンゲンでは右の措置は実施されなかった。のみならず、これらの邦では、共産党と社会民主党の合同防衛組織の建設が始められたのである。

この合同防衛組織の建設に関しては、先に述べたようにザクセンでは三月のツァイクナー政府成立に際し社、共両党の間で合意に達していたのであるが、五月初旬までは、なお社民党右派の抵抗と七人委員会の逡巡によって実現をみず、この時点までは両党の組織が各々並立して存在する状態が続いた。しかし同月一〇日に開かれたツヴィカウの地区社民党大会では、三月協定の不履行が批判され、一七日の両党邦指導部の合意を経て、六月二日にはツヴィカウにおいて、両者の間で全国で初の防衛隊の設立をめぐる協定が成立をみたのであった。<sup>(11)</sup>そして以降、この組織は社会民主党左派の影響下にある地区を中心として、両党の協働により建設がすすめられていったのである。

他方、バイエルンと隣接するテューリンゲンもまた右翼組織の活動が活発であり、フリーリヒ社会民主党内閣は労働者の防衛組織を肯定する態度をとった。この邦では、すぐ後にみるように社会民主党と共産党の議会レヴェルでの関係は悪化するが、邦政府はなお右翼組織に対しては強い姿勢をもった。二月には政府は憲法四八条四項に基づく命令で右翼諸組織の屋外集会の開催を許可制とし、当時邦内で活発であったDVPの集会を事実上禁止した(但し

この命令は、国・内相ハーザー (R. Oeser) が疑義を表明したために四月六日に廃止された<sup>(102)</sup>。従って邦政府は、右翼運動への対抗上から労働者防衛組織についてはこれを許容したのであり、三月初旬の邦議会では、フレリーヒは、共和国の防衛を目的とする政党が自衛組織の設立に着手することを妨げる意図はない、と声明した<sup>(103)</sup>。かくして以降、地区組合を中心とする社民、共産両党の合同防衛組織の建設が、イエナなどを中心としてこの邦でも推進されたのであった。

ところで、右の防衛組織の任務、組織構造について一瞥してみよう。労働者武装組織の形態は、この合同防衛組織が建設される時点までには相当に確立されてきたとみることができる。この組織の任務は、主として労働者の各種の集会や行進の防衛、労働者組織の資産の防衛にあたることであり、また時としては右翼組織の集会への介入、妨害を行なった<sup>(104)</sup>。その際隊員はゴム棒、格闘用リンク、護身杖などを提携してこの任務を遂行したとされる<sup>(105)</sup>。また彼等は、投機商人に対する統制委員会の行動に対しても援助を行ない、さらには経営内賃金交渉への介入も行なった<sup>(106)</sup>。防衛組織の構成は典型的な場合以下のものであった<sup>(107)</sup>。先ず六人の隊員が最小の組織単位として「六人グループ」という組織をつくり、このグループが二隊集まって一つの上位グループを構成した。さらにこの上位グループが三隊結合して「三六人グループ」乃至「小隊」をつくり、防衛組織はこの「小隊」三個をもって構成されたのである。各隊、各グループには、政治、技術指導部がおかれ、後者へは軍事的に経験のある者が配置された。また各防衛組織には自転車隊、救護班が付属し、無線交換手などを含む連絡用の技術部隊が存在する場合もあった。

次に、防衛組織の内部では、この組織の統一戦線機関としての性格から、政治指導部が両党隊員の構成比に従って構成された。例えば、ドレスデンでは政治指導部における、社、共党員の構成はそれぞれ五人、三人であり、またライプチヒの経営防衛組織では各々七人、五人及び無党派労働者三人であった<sup>(108)</sup>。しかしガストによれば、多くの場合政治指導部は隊の所在地の共産党グループの下にあった、とされている<sup>(109)</sup>。

この組織の建設は、地区と経営の双方を単位として推進されたが、特に共産党側からは経営における建設の必要が強調された。これは、先にふれたような経営を重視する同党の方針からもたらされたものであり、例えば経営協議会全国委員会は、「プロレタリア百人隊は経営において建設されねばならず、ここでは青年、失業者層を隊列に加える必要がある」という呼びかけを四月に行ない、このような方針は五月の党中央委員会においても再度確認された。しかし、党活動の強力な経営以外ではこの方針はあまり定着せず、その場合には共産党員のみによって構成される百人隊が存在したのである。<sup>(10)</sup>これらの点に加えて、より基本的な問題としては、社民党左派は防衛組織を共和国を防衛する組織として位地づける方針をもち、これに対し共産党は、労働者の武装組織を種々の防衛的な措置から蜂起に至るまでの連続的な任務をもつものとし、合同防衛組織に対しても、同党は潜在的にはそのような課題を想定した。従って、合同武装組織はその内部に両者の相違を内包させたのであり、この区別は後の十月闘争において重要な意味をもつことになる。

邦社会民主党政府は、五月以降上記の労働者武装組織及び国防軍問題をめぐり、国側との対抗を深めた。

これより先、国政府、内務省はザクセン邦の経過に危機感を深め、四月のザクセン政府宛て警告書簡の送付、同月下旬のクーン・ツァイクナー会談を経て、五月末には国防相ゲスラー (O. Gessler) がドレスデンに赴きツァイクナーとの会見を行なった。この会議では主として国防軍問題が討議され、この問題についての相互の意思疎通の確認、及び国防軍は非合法組織との接触をもたないこと、<sup>(11)</sup> について両者の間で一応の了解に達した。しかしなお国政府側はほぼ同じ頃、ルールのストライキ運動に触発されて共産党に対する本格的な対抗措置を考慮するに至った。<sup>(12)</sup> このような時、ザクセンでは失業者を中心とする街頭での騒擾事件が相次いだのである。

五月二六日にドレスデンでは、物価安定を求める失業者の示威行進が挙行されたが、この時、市側は出動した警察隊を退かせ、結果的には百人隊が市の治安機能を数時間にわたり果した<sup>(14)</sup>。また六月六日には、ライプチヒで失業者の同様の行進され、警察との衝突によって八人が死亡、三七人が負傷し、数人の共産党員が逮捕される、という事件が発生したのである<sup>(15)</sup>。またこれらの街頭での事件とは別に、ツヴィカウ、ルガウ、エルスニッツ各地区における主要な石炭コンツェルンの炭鉱労働者が六月中旬から「受動的抵抗」(部分的な生産サボタージュを意味する—筆者)の状態に入り、労使交渉には百人隊が介入する場合も存在した<sup>(16)</sup>。

このようなザクセンの状況は、国政府側の焦慮を深めさせた。六月九日には内相エーザーがザクセン政府に書簡を送り、国家機関に相当しない組織が警察の機能を果すことに警告を与え、特に「特定の政治潮流の支持者から成る団体」への治安機能の委譲を嚴重に戒めた<sup>(17)</sup>。さらに一五日の国政府とツヴィカウ炭鉱所有者との会談では、後者から国防軍介入の要請がなされる<sup>(18)</sup>、というようにこの争点は国レヴェルの問題にまで浮上したのである。

これに対しツァイクナーは、ひとたびは国側の警告を退け、国政府との対抗を強めた。先ずドレスデン、ライプチヒの事件に関しては、ツァイクナーは、流血の責任は邦政府・警察、百人隊の側にはなく、国政府の施策の内にあるとし、また警察を労働者の行進に出動させることを否定する声明を邦議会で発表したのである<sup>(19)</sup>。さらに一六日のツヴィカウ近郊ニーダープラニッツでの社民党集会演説では、彼はバイエルンの政局への批判に加えて、クーン政府の政策の「破局的な」状況に言及し、また国防軍の一部と非合法右翼組織との組織的な協働関係を再度批判した<sup>(20)</sup>。この演説は、先のゲスラー会談での了解事項と背反する点を含んでおり、また邦首相が国の政策を直接批判したことから内外に大きな反響をまき起こした。邦議会ではこのため六月二八日に国家国民党を中心として政府不信任案が上程されたが、この提案は社、共両党の反対により結局議会で否定された<sup>(21)</sup>。さらに七月一〇日には内閣官房の幹施により

ベルリンでクローノ、エーザー、ツァイクナーの直接会談が開かれ、国側はツァイクナーの演説に対する刑法の適用を示唆する<sup>(122)</sup>、というように両者の関係は深刻な状態に達したのである。しかしなお、ツァイクナーの国政府への批判が一貫せず動搖に満ちていた点はみておかなければならないであろう。彼は、前記の演説の後に各方面から批判が高まると、邦議会などでその「誤解多き部分」への釈明をくり返し、二五日にはこの演説が「基本的な誤謬」を含むことを承認したのであった<sup>(123)</sup>。

他方共産党は、かかる邦政府の動搖的な態度を批判するとともに、社会民主党右派への批判を強調し、同党の左派が共産党に接近することを図ったのである。前出の騷擾に際しては共産党は特にライプチヒでの事態を重視し、事件後同党は直ちに、事実調査のための「プロレタリア調査委員会」の設置、ライプチヒ警察署長フライスナー (H. Fleischer) の罷免を要求し、この要求を賃金問題と結合させて社会民主党への圧力を強めた<sup>(124)</sup>。これは、ライプチヒが前内相リピンスキーを中心とする社民党右派の拠点都市であったことに由来する戦術的な考慮からなされたものであるが、同党は「リピンスキー・フライスナーによる労働者殺傷」<sup>(125)</sup> というような表現を用いて事件への責任を追及した。また共産党は、ニーダープラニッツ演説で示されたような邦政府の国政府への批判には同調したが、なおその批判を「行動」に移すことを公開状などを通じてたえずツァイクナーに迫った。特に、七月の邦政府の国側との会談には強く反撥し、この会談は邦内で両党が目指しているものを崩すものであるとし、ツァイクナーのベルリン訪問を彼の「カノッサ行」と揶揄しながら激しく論難したのであった<sup>(126)</sup>。このように、ザクセンでは邦政府と国政府及び共産党の関係は、緊張をはらむ錯綜した様相を呈した。そしてこの中で共産党は邦政府への圧力を強めつつ徐々にその勢力を拡大させたのである。同党の有する影響力の問題については次章で扱かうことにするが、ともあれこのような状況は七月のザクセン労働運動の昂揚を予示するものとなる。

一方テューリンゲン邦では、共産党は社会民主党政府に対し、より批判的な態度を強めた。この邦では、フレイリヒ内閣の成立に際して両党の間で締結された「最小限綱領」がほとんど実行されず、前年の末からは両者の関係は悪化していたのである。かかる関係は、五月の邦政府改編をめぐる両党の会談で明瞭に示されることとなった。

この交渉は、議会における社会民主党政府の不安定な地位を克服するために、社会民主党側から提案されたものであり、共産党は当初から入閣する意図は保持していなかったと考えられる。同党はフレイリヒ内閣に対し、とりあえずザクセンに範をとった政策の遂行を要求し、また入閣の条件に関しては、経営協議会大会の招集、合同防衛組織の建設の公認、各経営での統制委員会の設立、国、邦での大連合政策への反対、クーノ政府打倒その他の提案を行なった。このような提案は社会民主党側の到底受け入れるところではなく、同党は入閣条件の多くを否定し、わずかに価格調査局の設置に応じたにとどまったのである。<sup>(127)</sup> とりわけ労働者の武装組織については、この組織は政党が独自に建設すべきであること、及び既存の警察機構の補助機関として邦、国の憲法を遵守することを条件とし、それ故共産党の見解とは相容れず交渉は物別れに終わった。<sup>(128)</sup> この決裂の結果両党の対立は以前にも増して激しくなり、五月末にはバイエルンに近接するツェラハメーリス市への警察隊の配置をめぐる、共産党が内相ヘルマン (Hermann) への不信任案を邦議会へ提出するに至ったのである (なおこの提案は、中間、右派政党の棄権と社会民主党の反対によって否決された<sup>(129)</sup>)。しかしこれらの対立にかかわらず、党の百人隊は邦政府から以降も認容されたため、国・内相は、七月四日に同邦の教育政策、公務員政策をも含めた警告の書簡を送り、<sup>(130)</sup> 邦政府との溝を深めたのであった。

上述の通り、ザクセン、テューリンゲンでは、この時期に邦内の治安問題をめぐり邦社会民主党政府と国政府との対立が深まったのであるが、その中で共産党は着実に自己の政治的地歩を高めていった、といえよう。特に合同防衛

組織の建設は、一九二〇年三月のルール地方の労働者軍以来左翼側が久方ぶりに登場させた大衆的な軍事組織であり、象徴的な意味あいも含めてこの組織のもつ意味は大きかった。以上のような趨勢は邦の社会民主党の間にも対立的な評価をもたらした。元共産党員のロイターは邦の党機関紙『グロッケ』(Die Glocke)で、ザクセンが共産党の戦術の最初の実験場となっていることを警告したが、他方左派のブロック(H. Block)は同じ機関紙上で、ザクセンにおける社、共両党の協働はドイツ労働運動の一体化(Einswerden)への第一歩となり、少なくとも党の利益になる実験であると応じた。<sup>(9)</sup> 後者の見解は、当時のザクセンの党内では相当に共有された考えであり、夏以降顕著になる全国的な左派の結集にも大きな影響を与えたと考えられる。いずれにせよ、このような党内の分裂と左派の側の優勢は、ツァイクナー少数派政権をしてさらに共産党への依存を高めさせたとみることができるのである。

以上、本章で概観したように、共産党は「受動的抵抗」が亀裂をみた五月以降の局面において、先ず、利益表出機能を弱めた労働組合に代わり、経営を中心とする労働運動内での自己の運動を発展させた。この経営内のエネルギーは、時としては共産党の意図をも上回るほどに急進的であったが、経済的要求を中心とする闘争の域を出ず、また地方的分散的であるにとどまった。他面共産党も、これらの多分に自然発生的な運動を全面的に把握しえず、闘争の過程では党の企図する政治指導を果すことはほとんどできなかったのである。これとともに、国内の生活危機の深化と政治勢力の左右への分化は、各地で街頭での衝突を惹起させたが、この中で創設された武装労働者組織はその存在の可否をめぐり、ザクセン、テューリンゲンの社会民主党政府と国政府及び共産党の間に緊張をもたらした。そして共産党は、これらの運動を通じて徐々にその影響力を拡大させた。かくしてこの時期には、後の共産党の頂点をなす運動を予示する政治的構図が形成されていったのである。<sup>(\*)</sup>

(\*)なおこの期には、右翼、民族派組織との対抗を通して、共産党内では窮乏化した中間層の獲得が重視された。五月の中央委員会では、ファシストの構成層は、ブルジョワジーに直接買収された部分を除いては「誤って導かれた民族主義的な小ブルジョワ層」であり、彼等は「国民的未來のための闘い」に動員しうる、と規定された<sup>(132)</sup>。この路線に沿って展開されたのが有名な「シユラゲーター・キャンペーン」である<sup>(133)</sup>。即ち、ルール地方の鉄道施設を爆破した事件により占領軍に処刑された一民族主義者、シユラゲーター (A.L. Schlageter) の評価をめぐって、中間層の民族意識を労働者の闘争と結合させようとする共産党と、右翼誌の『ゲヴィッセン』(„Gewissen“)<sup>(134)</sup>、『ライヒスヴァルト』(„Reichswart“) 及び右翼文筆家メラー (Moeller von den Bruck) らの間で、誌上や街頭で論争がくり返されたのである。この論争の詳細についてはアングレスらの著作に委ねることにするが、このキャンペーンでの幾つかの耳目を敬たせた表現や行動形態 (右翼との共同の集会等) にもかかわらず、基本的には右の路線は「旧来の統一戦線の戦術をこの特殊な問題 (ナシヨナリズム問題―筆者) に適用することによって、民族派の陣営を分裂させることを目指した」ものであるとするアングレスの評言が妥当であろう。

なおここで、共産党の各階層に対する対策を、ヴェンツェルに従って簡単に要約しておこう<sup>(134)</sup>。まず中間層に対しては、上記のシユラゲーター・キャンペーンの他に、「中間層会議」(„Mittelstandsversammlung“) の組織化、その代表者の経営協議会、統制委員会会議への派遣などを通じてこの層を労働者運動に接近させることが試みられ、また商業層 (特に食料品商人) への働きかけが行なわれたが、目立った成果を上げえなかった。ただし知識人層については、国際労働者援助組織及び六月に設立された「新生ロシア友好協会」(„Vereinigung und Klub der Freunde des neuen Rußlands“) の活動が活発であり、特に医師、弁護士の間で相対的に大きな影響力をもった。また小農民、農業労働者層に関しては、大土地、未耕地の無償没収、移住者のための国家クレジットの設定、農業資材の安定供給などの政策を法案として国会に提出した他に、「移民・借地全国同盟」(„Reichsbund für Siedlung und Pachtung“)、「生産的営農家同盟」(„Bund Schaffender Landwirte“) などの周辺組織によって影響力を拡大することに努めた。しかしながらこれらの活動にかかわらず、後に党九回大会でラウが「この領域においては個々の地域の党員は、何

ら特別な積極性を示さなかった」と述べたように<sup>(135)</sup>、これまた党の意図するような成果をあげることができなかったのである。一般に共産党の中間層に対する接近は、ヴァイマル期全期を通じてたえずその必要性が強調され、また遂に成功しなかった課題であるが、共和国期における労働者層と中間層の文化的、心理的な「距離」の問題、社会民主党を含めた労働者政党の中間層政策の問題は、人民戦線期の戦術とも対比しながらそれ自体として追及していかなければならない重要なテーマであろう。しかしながらこれらの問題を論じるについては他日を期することにした。

それならば、運動の重心がさらにベルリンに移行した場合、共産党はこの運動に対し如何なる指導を果したのであるろうか。この年の七月、八月には、大衆運動は首都ベルリンを中心として昂揚の頂点を迎えるのである。

- (1) E. Eyck, *Geschichte der Weimarer Republik*, Bd. 1, Ehrenbach-Zürich 1954, S. 313.
  - (2) Vorwärts, Nr. 18, 12. Januar 1923.
  - (3) Ursachen und Folgen. Vom deutschen Zusammenbruch 1918 und 1945 bis zur staatlichen Neuordnung Deutschlands in der Gegenwart. Eine Urkunden- und Dokumentensammlung zur Zeitgeschichte (Hrsg. von H. Michälis und E. Schräper), Berlin (W), n.d., Bd. V (Zwei Ursachen u. Folgen, Bd. V 25 登記番号) SS. 23-24.
  - (4) B. Bußmann, *Die Freien Gewerkschaften während der Inflation. Die Politik des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes und die soziale Entwicklung in den Jahren 1920-1923*. Phil. Diss. Kiel 1965, S. 221.
  - (5) H. Pothoff, *Gewerkschaften und Politik zwischen Revolution und Inflation*, Düsseldorf 1979, S. 319; B. Bußmann, op. cit., SS. 221-222.
- ⑤) 一月二三日からの開会された国会で、マナーは、ドイツ大工業がフランス側の軍事的圧力によって賠償支払いた関する了解に達するまで、これは労働者の負担をこつて成立する和解であり、社会民主党はこのような解決には反対である、と述べた。Verhandlungen des Reichstags, Stenographische Berichte, Bd. 357, S. 9424ff. 自由労働組合のこの国民的統一戦線が「政治的な統一戦線」ではないことを強調して国民党と一線を画し、「共和国憲法の敵である」国家国民党、種々の帝政派組織、民族、右翼組織との共働を否定した。L. Erdmann, *Die Gewerkschaften im Ruhrkampf*, Berlin 1924, SS. 87-88.
- (6) GDA, Bd. 3, S. 379.

(7) Die Rote Fahne, Nr. 18, 23. Januar 1923. 共産党のフーリヒは一月一三日の国会演説で、国・経済会議におけるシュタインネスの発言に對し、第一次大戦時のフランス罹災地を独仏資本の協力によって復興する計画（ルールの石炭生産とフランスの銅生産を結合することが構想された）に關連して、シュタインネスがフランスの要求するフランス側六〇%、ドイツ側四〇%の持分のトラストを創設することはできない、と強きた点を指摘した。Verhandlungen des Reichstags, Bd. 357, S. 943ff. 本文中の「一〇%の利益配分をめぐる闘争」とは、この問題を指して述べられたものである。

(8) H. Pothhoff, op. cit., SS. 317-318

(9) Ibid., S. 317

(10) L. Erdmann, op. cit., SS. 70-71.

(11) Die Rote Fahne, Nr. 8, 11. Januar 1923. 占領直前の一月九日にマッセンヴェール地域労働組合會議が開かれ、ここで共産党はゼネラル・ストライキの提案を行なうたが多数により否決された。この會議について、B. Bubmann, op. cit., S. 211; H. Pothhoff, op. cit., S. 318; L. Erdmann, op. cit., S. 65f.

(12) Die Rote Fahne, Nr. 9, 12. Januar 1923.

(13) L. Erdmann, op. cit., S. 110, SS. 115-116; H. Pothhoff, op. cit., SS. 320-322; B. Bubmann, op. cit., S. 226.

(14) R. Rettig, op. cit., S. 131.

(15) B. Bubmann, op. cit., S. 226.

(16) Korrespondenzblatt des A.D.G.B., Jg. 1923, Nr. 7. 以下の組合側の抵抗により、「ルール支援金」制度は四月には廢止された。  
„Schlagt Poincaré und Cuno...“ 中の一語。

(17) Staatsarchiv Münster (StA Münster), Regierung Arnsberg, IPa, Bd. 266, Nr. 611.

(18) 以下の各條について、O. Wenzel, op. cit., SS. 55-56, SS. 72-73; W.T. Angress, op. cit., pp. 301-302.

(19) F. Stampfer, Die vierzehn Jahre der ersten deutschen Republik, Offenbach am Main 1947, S. 321.

(20) L. Erdmann, op. cit., S. 170. 政府、経営者、労働組合の間では、占領軍に鉱山が占拠された場合は操業中止を行なうことが協定されたが、この協定は経営者側によりしばしば無視された。G. Hortschanski, op. cit., S. 111.

(21) G. Stresemann, Vermächtnis (Hrsg. von H. Bernhard), Berlin 1932, Bd. 1, SS. 42-44.

(22) L. Erdmann, op. cit., SS. 126-127. しかし社会民主党も具体的な交渉の展開をもつたわけではなく、例えば同党のミッラーは四月一六日の国会演説で、フランス側による「提案の拒否は、受動的抵抗の新たな力を生むであらう」と述べた。Verhandlungen des Rei-

- chstag, Bd. 359, S. 10546ff.
- (24) Ursachen u. Folgen, Bd. V, SS. 116-117. 賠償問題の展開に関する詳細な叙述は、高橋進「ドイツ賠償問題の史的展開」、『国家学会雑誌』八九巻九・一〇号、九〇巻一・二号、三・四号、七・八号、九一巻一・二号、三・四号。
- (25) Ursachen u. Folgen, Bd. V, SS. 121-124.
- (26) Ibid., SS. 125-130 (ナチン政府の回答)、『SS. 130-132 (イギリス政府の回答)』。
- (27) F. Stampfer, op. cit., S. 330.
- (28) F. Osterroth, D. Schuster, Chronik der deutschen Sozialdemokratie, Hannover 1963, S. 157.
- (29) L. Erdmann, op. cit., S. 157.
- (30) Ursachen u. Folgen, Bd. V, SS. 145-146.
- (31) Ibid., S. 571.
- (32) Gewerkschafts-Zeitung, Nr. 42, 18. Oktober 1924.
- (33) Bericht über die Verhandlungen des IX Parteitag der Kommunistischen Partei Deutschlands (以下「Bericht K.P.D. IX」と略記する。他年次の大会についても同様)、『Berlin 1923, S. 11.』
- (34) L.D. Peterson, op. cit., p. 476.
- (35) R.S. Reichmann, op. cit., p. 260
- (36) Staatsarchiv Bremen (StA Bremen), Bestand 4, 65 (Polizei), IV, 20, Nr. 71 „Auszug aus dem Nachrichtenblatt der 6. Division Münster (5. Juni 1923)“
- (37) R.S. Reichmann, op. cit., p. 35.
- (38) ルール地方の労働者構成は極めて複雑であり、それに応じて組合の構成もまた多様である。一般的にいえば、金属、建築業を中心とした熟練労働者と、炭鉱業を中心とする「大衆労働者」(ロート)の混在があり、特に炭鉱業には東エルベ、シュレジエン農村からの移住労働者、その中に多く含まれるポーランド系労働者及びオーストリア、ハンガリー、オランダ、ベルギー或いはチェコに出自をもつ外人労働者が多数存在した。土着の労働者は多くがプロテスタント系であったが、移住、外人労働者の中にはカトリック系も多く、クリスト労組は同地に最大の拠点をもった。労働者の組合所属は明確ではないが、経営協議会選挙を通じてみる限り金属労働者はその多くが自由労組系のDMVに属したのに対し(約八〇%)、炭鉱労働者では『前稿』で示した通り、DMV、クリスト労組、ヒルシュ・ドエンカー労組及び連合系のDMVに属した二・〇、一・三であった(一九二二年選挙)。共産党の組織は多くの都市で不整合、未規律であったが、例外はゾーリンゲンとレムシャイドで

あつて、ここでは戦前の社民党組織の流れをくむ熟練労働者を中心とする党組織が、フランクフルター派の拠点都市として「模範的」な組織を形成した。ヴァイマル期のルール地方の労働運動を概観したもので、M. Martiny, Arbeiter an Rhein und Ruhr vom Scheitern der Räte- und Sozialisierungsbewegung bis zum Ende der letzten parlamentarischen Regierung der Weimarer Republik (1920-1930) in: Arbeiterbewegung an Rhein und Ruhr (Hrsg. von J. Reulecke), Wuppertal 1974, S. 241ff. 同社の共産党の概観については、S. Bahne, Die KPD im Ruhrgebiet in der Weimarer Republik in: ibid., S. 315ff. ベーリン市での労働運動については、U. Stolle, op. cit., Teil I, Kap. 3; V. Wunderlich, op. cit., Kap. 1.1. ルール地方の労働運動を扱った邦語文献としては、野村正実「ユーン労働関係史論」御茶の水書房、一九八〇年がある。

- (39) R.S. Reichmann, op. cit., p. 275.
- (40) この論争については、O. Wenzel, op. cit., SS. 66-67; W.T. Angress, op. cit., pp. 303-306. 党中央の見解は、マッキンのそれによつて代表されたものであり、彼女は運動のナショナルな契機を否定する左派に対し、「祖国について」と題する論文で「所有者、搾取者のブルジョワ的国民国家に対し労働者の国家を作る」ことが重要であると、「共産党宣言」を引用して、プロレタリアートは「政治権力を獲得する時に始めて国民となる」と論じた。C. Zetkin, „Um das Vaterland“ in: Die Rote Fahne, Nr. 17, 21. Januar 1923.
- (41) この大会についての最も詳細な叙述は、R.S. Reichmann, op. cit., pp. 248-258. 左派側の立場からの叙述は、R. Fischer, Stalin und der deutsche Kommunismus, Frankfurt am Main 1948, SS. 310-313.
- (42) „Zentral-Ausschuß der KPD“ in: Die Rote Fahne, Nr. 110, 17. Mai 1923.
- (43) その内容は「ギムクム会議」における次の決議に基づいて、Resolution des EKKI, der Vertreter der Zentrale der KPD und der linken Opposition in: Die Rote Fahne, Nr. 107, 13. Mai 1923.
- (44) 両者のルール五月争議に関する叙述は、O. Wenzel, op. cit., SS. 87-95; W.T. Angress, pp. 314-327.
- (45) この叙述は特に註を付かなく限るが、Die Rote Fahne, Nr. 111, 18. Mai-Nr. 121, 30. Mai 1923 を便宜に用いたものである。
- (46) R.S. Reichmann, op. cit., p. 278; L.D. Peterson, op. cit., p. 480.
- (47) R.S. Reichmann, op. cit., p. 279.
- (48) Ibid., p. 284.
- (49) O. Wenzel, op. cit., S. 90.
- (50) Ibid., S. 89. (この記述は共産党のルール地方の指導者の一人であつたヴァレンベルグ (E. Wollenberg) の口述によつて)
- (51) 同書、R.S. Reichmann, op. cit., p. 288, p. 296; L.D. Peterson, op. cit., pp. 485-487.



- (71) Bericht K.P.D. IX, S. 53.
- (72) マンナー問題とドイツの海軍と「全般的徴兵制のための教育」特備軍に代わる民兵」の創設が規定された。W. Mommsen (Hrsg.) Deutsche Parteiprogramme, München 1960, S. 351.
- (73) マンナー問題とドイツの Vorwärts, Nr. 453, 25. September 1921.
- (74) Programmatische Kundgebung in: Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung (Hrsg. vom Institut für Marxismus-Leninismus beim Zentralkomitee der SED), Bd. VII-1 (Zitat Dokumente VII-1 25 登記番号)。別の索引とドイツの同様) Berlin (O) 1966, S. 38; Aktionsprogramm der U.S.P.D. in: Ibid., S. 158.
- (75) 口説「ドイツ共産国後半期とドイツ共産党の国防論争」『文庫雑誌』前文教授追悼論文集、四〇頁。
- (76) Dokumente VII-1, S. 232.
- (77) W.T. Augress, op. cit., pp. 106-107.
- (78) R. Fischer, op. cit., S. 212
- (79) Ibid.
- (80) R.S. Reichmann, op. cit., pp. 328-329, pp. 332-333.
- (81) Die Rote Fahne, Nr. 39, 2. Februar 1923.
- (82) H. Gast, „Die proletarischen Hundertschaften als Organe der Einheitsfront im Jahre 1923“ in: Zeitschrift für Geschichtswissenschaft (ZfG 25 登記番号) Jg. 1956, H. 3, S. 441. なお一月には党内に内戦に関する委員会が設立された。しかしこの委員会が韓起と認められる具体的な準備やその中になく、その活動はロマンの内戦資料の作成、体系化とそれの機関紙への公開などにとどまった。Protokoll. Fünfter Kongress der Kommunistischen Internationale. (Zitat Protokoll K.I.V. 25 登記番号)。他年次の大会とドイツの同様) Nachdruck, Erlangen 1971, S. 222.
- (83) K. Hohfeld, Die Reichsexekution gegen Sachsen im Jahre 1923, ihre Vorgeschichte und politische Bedeutung, Phil. Diss. Erlangen-Nürnberg 1964, SS. 24-25.
- (84) Deutscher Geschichtskalender (Hrsg. von F. Puritz), Inland, Bd. 1, (Zitat D.G.K. Inland 1, 1923 25 登記番号) Leipzig 1925, SS. 202-204. この内相不信任案は「憲法を厳格にする政党の間での了解を再度確立するため」に、国民党は不信任案の拒否を民間の賛成と受けとる理由から、その国家国民党は原則的反対派の立場に固執しながらこれを支持を与えた。K. Hohfeld, op. cit., SS. 25-26.

- (85) Ibid., SS. 28-29; W. Fabian, *Klassenkampf um Sachsen 1918-30*, Offenbach 1930, S. 131.
- (86) W. Fabian, op. cit., S. 132.
- (87) H.J.L. Adolph, *Otto Wels und die Politik der deutschen Sozialdemokratie 1894-1939*. Eine politische Biographie, Berlin (W) 1971, S. 121. *社会民主主義史論*の「ドイツ社会」 vgl. *The Left Opposition in the German Social Democratic Party 1922-1933*, Phil. Diss., Emory Univ. 1968.
- (88) K. Hohfeld, op. cit., S. 27.
- (89) 川原のキツマン教授の「ドイツ社会」 H.-J. Krusch, op. cit., SS. 122-123; K. Hohfeld, op. cit., SS. 29-30; W. Fabian, op. cit., SS. 132-133.
- (90) 「ドイツ社会」 Der Kämpfer (Chemnitz), Nr. 55, 6. März 1923 in: *Dokumente VII-2*, S. 272.
- (91) Vorwärts, Nr. 107, 5. März 1923.
- (92) P. Böttcher, „Die Regierungsbildung in Sachsen“ in: *Die Internationale*, Jg. 5, H. 7, S. 203.
- (93) Der Kämpfer (Chemnitz), Nr. 51, 1. März 1923 in: *Dokumente VII-2*, SS. 266-270. 「ドイツ社会」 田中義時演説の「世間は改革」 学校雑誌の「世間は改革」を参照。
- (94) 「ドイツ社会」 「キツマン教授の公開演説の公開」の「ドイツ政府形成が行われた所はなん」と述べている。但しこの演説は組合内外に於て行なわれたものではない。 P. Böttcher, op. cit., S. 200, S. 202.
- (95) 「ドイツ社会」 ibid., S. 201.
- (96) Die Rote Fahne, Nr. 75, 30. März 1923.
- (97) 「ドイツ社会」 D.G.K., Inland I, 1923, SS. 373-375. 社会民主主義が「強固した」組織を「建設」 組織を「再建」する。
- (98) F. Stampfer, op. cit., S. 360.
- (99) F. Osterroth, D. Schuster, op. cit., SS. 281-282.
- (100) G. Jasper, *Der Schutz der Republik*. Studien zur staatlichen Sicherung der Demokratie in der Weimarer Republik 1922-1930. Tübingen 1963, SS. 145-146.
- (101) H.-J. Krusch, op. cit., SS. 142-151; K. Hohfeld, op. cit., S. 45.
- (102) Akten Cuno, S. 298, Anm 6, 8.
- (103) Die Rote Fahne, Nr. 98, 3. März 1923.

- (70) H. Gast, op. cit., S. 449.
- (80) O. Wenzel, op. cit., S. 28.
- (90) H. Gast, op. cit., SS. 451-452.
- (100) Ibid., S. 454; K. Hohfeld, op. cit., S. 46; H.-J. Krusch, op. cit., SS. 148-150.
- (101) K. Hohfeld, op. cit., S. 46.
- (102) H. Gast, op. cit., S. 446.
- (103) Ibid., S. 455.
- (110) 本邦に於ては、SS. 445-447.
- (120) K. Hohfeld, op. cit., SS. 40-41.
- (130) 五月十三日付のタナーの内務、外務、司法各省宛て書簡では、「共和国防衛法」に基づく百人隊の禁止、国全権委員のザクセン、テューリンゲン邦々の派閥などなる考慮を要す。Akten Cuno, S. 497.
- (140) Die Rote Fahne, Nr. 121, 30. Mai 1923.
- (150) Die Rote Fahne, Nr. 130, 9. Juni 1923.
- (160) R. Wagner, „Zur Frage der Massenkämpfe in Sachsen vom Frühjahr bis zum Sommer 1923“, ZfG, H. 4, 1956, SS. 248-249; H.-J. Krusch, op. cit., SS. 190-192.
- (170) Akten Cuno, SS. 552-553.
- (180) H.-J. Krusch, op. cit., S. 211.
- (190) Die Rote Fahne, Nr. 130, 9. Juni 1923.
- (200) D.G.K., Inland 1. 1923, SS. 390-392. 本邦の演説はタナーの意向をより正確に初発表が差し控えられ、一九二〇日はこの意味で「ザクセン人民報」 („Sächsisches Volksblatt“) 紙上で掲載された。Akten Cuno, S. 637.
- (210) K. Hohfeld, op. cit., S. 51.
- (220) Akten Cuno, S. 637.
- (230) Ibid., S. 637, Anm. 4.
- (240) Die Rote Fahne, Nr. 130.
- (250) Die Rote Fahne, Nr. 141, 22. Juni 1923.

- (21) Z.B. Die Rote Fahne, Nr. 149, 1. Juli 1923; G.D.K. Inland 1, 1923, S. 116 (採礦省のゲルマナーの提議)。
- (22) Die Rote Fahne, Nr. 120, 29. Mai 1923.
- (23) D.G.K. Inland 1, 1923, S. 408.
- (24) Die Rote Fahne, Nr. 124, 2. Juni 1923.
- (25) Akten Cuno, SS, 619-623.
- (26) K. Hohfeld, op. cit., S. 53, SS, 56-57.
- (27) Resolution zur politischen Lage in: Die Rote Fahne, Nr. 111, 18. Mai 1923.
- (28) 「ナチンダーター・キャンペーン」の経緯とドイツの O. Wenzel, op. cit., S. 98ff; W. T. Angress, op. cit., p. 352 sq.; R. Fischer, op. cit., S. 343ff.
- (29) O. Wenzel, op. cit., SS, 124-132.
- (30) Bericht K.P.D. IX, S. 64/19.